平成 29 年度第１回三重県障害者自立支援協議会　概要

日時　平成 29 年 10 月 13 日（金）13:30～16:30
場所　三重県勤労者福祉会館５階　第２教室

１　報告

（１）地域移行課題検討部会の取組状況について

地域移行課題検討部会で取組を進めている地域移行アセスメントシートについて、現在の検討状況を部会から報告を行い、委員の皆様の情報共有と地域移行について、意見をいただいた。

（委員から）

・強制的に地域に出されるという認識の方もいる。地域に行くということの説明を丁寧にしていくべき。
・アセスメントシートは、より良い計画を作って行くための手段であり、道具であると思う。

（２）障害者差別解消法の取組状況について

平成 28 年４月に施行された障害者差別解消法の取組状況、県や市町等への相談事例等について報告を行い、委員の皆様の情報共有とご意見をいただいた。

（委員から）

・障害者差別解消法をよく知らない。職場や知り合い同士で障害者差別解消法の勉強をしたい。
・経済的なところ、財政的な制約というものもあるだろうし、これから事例というものが積み重なってくるのかなと思う。
・障がい者の方を中心に考えていくことで法律が無くても生活しやすい社会になると思う。
・精神障がいの方で部屋を借りられない人が多い。

（３）障がい者スポーツの推進について

三重県では、平成 30 年３月にボッチャ国際大会が開催されることとなり、また、平成 33 年には、国民体育大会・全国障害者スポーツ大会が開催される。その前年の平成 32 年には、東京オリンピック・パラリンピックが開催されるなど、障がい者スポーツの機運が高まっている。

県における障がい者スポーツの取組状況等について報告を行い、委員の皆様の情報共有とご意見をいただいた。

（委員から）

・バスケットボールをしたかったとき、近くに練習場がなくて一人で行けなかった。誰でもすぐにスポーツを出来るといいと思う。
・障がい者スポーツに関する情報が少ない。
・障がい者スポーツにもっと取り組んでいくべき。
・精神障がい者は出場できる種目が少ない。もっと増やせないか。

（４）地域自立支援協議会からの報告

（放課後等デイサービスにおける課題等について）

近年増加している放課後等デイサービス事業所について、その現状と課題をスーパーバイザーから報告を行い、委員の皆様の情報共有とご意見をいただいた。

（委員から）

・事業所は増えたが療育活動をしているところが少ない。ただの預かりにならないようにしないといけない。

２　議題

（１）みえ障がい者共生社会づくりプランの改訂について

「みえ障がい者共生社会づくりプラン」については、障害者基本法に基づく障害者計画と障害者総合支援法に基づく障害福祉計画を一体とした計画として、「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を基本理念とし、次期プランを平成 30 年度から平成 32 年度までの３年間を期間として策定を進めている。

今回の次期プラン策定については、平成 28 年の障害者総合支援法及び児童福祉法の改正を受けた取組の推進、権利の擁護、障がい者雇用、障がい者スポーツ等、地域移行・地域生活の支援等をポイントとしているが、今回の協議会では、「権利の擁護」、「地域移行・地域生活の支援」を中心にご意見をいただいた。

（委員から）

・知り合いが多いと助けてもらえるので、沢山知り合いをつくった方がいい。
・行政の方たちは、机の前ではなく現場へ行き、自分の目で見てもらうと何をするべきか分かると思う。
・計画の数字は色んな方の努力や実態が積みあがっていると思う。また、これを実現していく力も皆さんの力が大事だと思う。
・成年後見制度についても触れていただきたい。
・医療的ケアが必要な児だけでなく、中途障がいの方、また、児は者になるので途切れのない視点をプランに盛り込んでいただきたい。
・障がい者雇用で企業側から障がい者を紹介してほしいとの問い合わせが増えているが、企業も育てるということと定着支援についても力を入れていただきたい。
・障がい当事者にとって、法律家との連携が必要になる場合もあると思われるので法律家への啓発も必要と思う。

平成２９年度　第１回三重県障害者自立支援協議会事項書

日時：平成 29 年 10 月 13 日(金)13:30～16:00
場所：三重県勤労者福祉会館５階　第２教室

１　あいさつ

２　報告

（１）地域移行課題検討部会の取組状況について【資料１】

（２）障害者差別解消法の取組状況について【資料２】

（３）障がい者スポーツの推進について【資料３】

（４）地域自立支援協議会からの報告【資料４】
（放課後等デイサービスにおける課題等について）

３　議題

（１）みえ障がい者共生社会づくりプランの改訂について【資料５】

４　事務局連絡事項

５　閉会のあいさつ

平成２９年度三重県障害者自立支援協議会委員

	氏　名	区　別		所　　属
1	吉村　賀世子	相談支援	精神	医療法人社団橘会　多度あやめ病院
2	中村　弘樹		３障害	障がい者総合相談支援センターそういん　障害者就業・生活支援センターそういん
3	堀口　佳子		知的	三重県自閉症・発達障害支援センター
4	高村　純子		身体	独立行政法人国立病院機構三重病院　重症心身障害児者相談支援
5	森　由美		身体	三重県身体障害者総合福祉センター
6	豊田　悦子	サービス事業者	身体・知的	社会福祉法人朋友　アクティブ鈴鹿
7	池田　修一		身体・知的	社会福祉法人聖マッテヤ会　障害者支援施設聖マッテヤ心豊苑
8	中川　義文		障害児	社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会　鈴鹿市療育センター
9	水井　正幸		精神	社会福祉法人友睦　工房Ｔ＆Ｔ
10	藤波　惠子	保健医療	－	公益社団法人三重県看護協会　居宅介護支援事業なでしこ津
11	越知　ひとみ	教育	－	特別支援学校教頭会（盲学校）
12	山本　容江	企業	－	ヤナセメディケアグループ
13	高尾　和宏	団体	－	小規模福祉施設協議会（工房やまの風）
14	種村　奈代子	障がい者当事者		ピアサポートみえ
15	赤塚　英昭			スタジオ・ピア
16	水谷　友香			特別支援学校　聖母の家学園
17	松田　孝行	行政	－	津市障がい福祉課
18	広田　真理子		－	南伊勢町福祉課
19	長友　薫輝	学識	－	三重短期大学　生活科学科
20	市川　知律	その他	－	有限会社　With　A　Will

スーパーバイザー

	氏　名	圏　域	所　　属
1	中村 弘樹	桑員	障がい者総合相談支援センターそういん 障害者就業・生活支援センターそういん
2	田中　宏幸	四日市	田中宏幸社会福祉事務所
3	中川　義文	鈴鹿・亀山	鈴鹿市療育センター
4	市川 知律	津	有限会社 With A Will
5	天満　衛	伊勢志摩	三重県社会福祉士会
6	市川　知恵子	伊賀	社会福祉法人名張育成会
7	森　徹雄	伊賀	社会福祉法人名張育成会

事務局

		所　　属	電話番号
1		障がい福祉課　生活支援班	059-224-2215
2		障がい福祉課　サービス支援班	059-224-2266
3		障がい福祉課　精神保健福祉班	059-224-2273
4		障がい福祉課　企画・社会参加班	059-224-2274
5		障害者相談支援センター　地域支援課	059-236-0403
6		こころの健康センター	059-223-5243

三重県障害者自立支援協議会への報告（地域移行課題検討部会）

平成２９年１０月１３日

１　地域移行アセスメントシート（案）のモデル使用

本部会では、昨年度、障害者支援施設等の入所者のサービス等利用計画を作成するにあたり、地域生活への移行に係る本人の意思、希望の聴き取り、その実現のための支援の方向性を定めていくための補助シートとして、地域移行アセスメントシート（案）を作成しました。

今年度、地域移行アセスメントシート（案）について、成案の作成の参考とするため、障害者支援施設の入所者等を対象に、サービス等利用計画を作成している相談支援専門員に協力いただき、次のとおりモデル使用を実施しました。

（１）日時

平成２９年６月～８月

（２）モデル使用者

相談支援専門員１６名

（３）対象者

障害者支援施設入所者１９名、グループホーム利用者４名　計２３名

２　今後の予定

モデル使用を踏まえ、地域移行アセスメントシート（案）に必要な修正を加えて成案にするとともに、記入例や記入の仕方の説明書を作成する作業を行い、第２回自立支援協議会に報告いたしたい。

地域移行アセスメントシート（案）

【地域移行に関する本人の意思確認】

意思確認のための合理的配慮	□ 本人への情報提供については、支援者の態度・方法・技術によって大きく異なることを理解し、本人に適した説明を行ったか。 □ できるだけ解りやすい方法、手段にて情報を伝えたか（手話、伝達装置、絵文字、コミュニケーションカード、スケジュール等含む）。 □ 情報提供に関しては、ステップを踏んで確認しながら行ったか。 □ 予測される副次的出来事（リスクも含む）について伝えたか。 □ 決定の結果についての責任を本人にも伝えたか。

※シートの記入の際に、チェックしてください。

施設名		利用者名	
相談支援事業所名		相談支援専門員氏名	

※利用者名は、アルファベット（A、B等）を使用するなど、個人名を特定しない形で記入してください。
※今回はモデル的使用のため、施設名・利用者名・相談支援事業所名・相談支援専門員氏名の記入欄を設けました。

日時	平成　年　月　日（　） AM・PM　時　分～		
場所（どこで）			
立会い	□ 本人のみ	□ 立会あり（誰と）	

地域移行希望確認の際の本人のことば	

※発語のない方であっても地域移行希望確認の質問に対する反応を記入すること。

意思伝達（確認）方法	今回結果	前回計画時結果
	※1	※1

□ （口頭で発する）ことば　□ 手話　□ ジェスチャー　□ 筆記　□ その他

（その他の内容を具体的に記入）

地域移行したい	地域移行を希望しない	わからない
□	□	□
Q1・Q4へ	Q2・Q4へ	Q3・Q4へ

※1　地域移行の意向・可能性結果区分
次の区分に従って、記載して下さい。

相談支援専門員の判断 ＼ 本人の意思	聴取可			聴取困難	聴取していない
	地域移行をしたい	今いる施設・病院の生活が良い	わからない		
地域移行可能	A	C		E	F
地域移行困難	B	D			G

A：本人が地域移行の意思を表明、相談支援専門員も地域移行可能と判断
B：本人が地域移行の意思を表明、相談支援専門員は地域移行困難と判断
C：本人は地域移行の意思を表明せず、相談支援専門員は地域移行可能と判断
D：本人は地域移行の意思を表明せず、相談支援専門員は地域移行困難と判断
E：聴取困難だが、相談支援専門員は地域生活が可能と判断
F：聴取していないが、相談支援専門員は地域生活が可能と判断
G：聴取していないが、相談支援専門員は地域生活が困難と判断

※このシートは、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の内容を踏まえて作成しています。

Q1 ■■ 地域移行したい ■■

どこへ	□ 出身地域 □ 施設・病院付近 □ 家族・親戚・友人・知人の居るところ □ その他 （その他の内容を具体的に記入）
どのような家で	□ アパート □ 自宅 □ グループホーム □ 考え中 □ 何処があるか分からない □ その他 （その他の内容を具体的に記入）
誰と	□ 1人で □ 家族 □ 友人 □ 考え中 □ その他 （その他の内容を具体的に記入）
こんな暮らしをしたい	（日中活動） □ 一般就労 □ 福祉的就労 □ 生活介護 □ 家で過ごす □ その他 （その他の内容を具体的に記入） 日中活動も含めた具体的な希望 ・ 日中活動以外の希望

本人の現在の思い	退所・退院後にやりたいこと		退所・退院後にやりたくないこと	
	手伝ってほしいこと	（複数チェック可） □ 食事 □ 排泄 □ 入浴 □ 買い物 □ 掃除 □ その他家事 □ お金の管理 □ 郵便物の管理 □ 戸締り □ 緊急時の対応 □ 契約に関すること □ その他 （その他家事の内容・その他の内容を具体的に記述）	心配なこと不安なこと	
	心地よいと感じること		不快と感じること	

地域移行開始	□ いますぐ準備を開始する 開始予定年月日 （ 平成 年 月 日 ）	□ まだ準備を開始しない 開始しない理由：
制度の活用	□ 地域移行支援を利用する （指定一般事業所： ）	□ 地域移行支援を利用しない （サポート内容： ）

Q2 ■■ 地域移行を希望しない ■■

地域移行を希望しない理由

□ 今のままが良い　□ 新しい生活は不安　□ 反対されている（誰に　　）
□ その他
（その他の内容を具体的に記入）

今のままが良い	今の生活の良いところ	
	今の生活で変えたいところ	
新しい生活は不安	不安な理由	□ 自信がない　□ 家事等に困るだろうから　□ 戻る家がない □ 一度地域に出たがうまくいかなかった　□ その他 （その他の内容を具体的に記入）
	生活	（複数チェック可） □ 住居　□ 食事　□ お金の管理　□ 洗濯　□ 掃除　□ 火の始末　□ 家族 □ 友人　□ 病気など緊急時の対応　□ 戸締り　□ 近所付き合い　□ ゴミ出し □ 日中活動　□ 郵便物の管理　□ その他 （その他の内容を具体的に記入）
	心身機能	
	その他	
反対されている	誰に	
	何と言われているか	
	聞いたとき思ったこと	
その他		

本人の現在の思い	心地よいと感じること		不快と感じること	
	どんなサポートがあれば不安が解消するのか	（複数チェック可） ☐生活の相談　☐お金の相談　☐病気の相談　☐見守り　☐ 各種の契約に関する相談　☐書類の読み方　☐ 緊急時の支援 ☐ その他 （その他の内容を具体的に記入）	やりたいこと	
			家族・周囲に伝えたいこと	

（地域移行の可能性）

サポートの提案	☐ グループホーム体験　☐ 買い物体験　☐ ピアサポーターとの面談　☐ 自立生活体験 ☐ その他 （その他の内容を具体的に記入）
やりたいことを実現するために	
家族へのサポート	

Q3 ■■ わからない ■■

わからない理由	□ 地域移行のイメージがない
	□ 意思確認ができない

地域移行のイメージがない理由

□ 考えたことがない □ 説明を受けたことがない □ 説明が理解できなかった □ 今の生活しか知らない □ その他

（その他の内容を具体的に記入）

情報提供の工夫	
意思形成のためのサポート	□ グループホーム体験 □ 買い物体験 □ ピアサポーターとの面談 □ 自立生活体験 □ その他 （その他の内容を具体的に記入）
支援者への提言	

意思確認できない理由

□ ことばを発しない □ ジェスチャーが出来ない □ 筆記が出来ない □ ニュアンスが分からない □ その他

（その他の内容を具体的に記入）

意思確認のための合理的配慮のうちできなかったことについて、今後どうするか（便宜や手段、工夫）	意思確認のための合理的配慮のうち☑が入らなかった部分を具体的にどのようにするか。
本人へのエンパワメント	
意思確認が難しい場合決定の方法	□ 後見人の意向を尊重 □ 後見人を含む複数で意思決定を代行する □ 家族の意向を尊重 □ 施設の職員の意向を尊重 □ その他 （その他の内容を具体的に記入）

Q4 【関係者の意見】

	家族	施設・病院職員	市町担当者
誰に聞いたか（関係）			
地域移行可能	☐	☐	☐
地域移行が困難	☐	☐	☐
わからない	☐	☐	☐
どのような生活をしてほしいか			
どうして地域移行が困難なのか（本人）			
どうして地域移行が困難なのか（環境）			
どんなサポートがあれば地域移行出来るか			
コミュニケーション 伝達手段	☐（口頭で発する）ことば ☐ 手話 ☐ ジェスチャー ☐ 筆記 ☐ その他 （その他の内容を具体的に記入）	☐（口頭で発する）ことば ☐ 手話 ☐ ジェスチャー ☐ 筆記 ☐ その他 （その他の内容を具体的に記入）	☐（口頭で発する）ことば ☐ 手話 ☐ ジェスチャー ☐ 筆記 ☐ その他 （その他の内容を具体的に記入）
コミュニケーション YESの表現方法			
コミュニケーション NOの表現方法			
受け止め方・感じ方 好きなこと喜ぶこと			
受け止め方・感じ方 嫌いなこと嫌がること			

障がい者差別の解消に向けた取組

行政機関名：三重県健康福祉部障がい福祉課

平成 27 年度の取組

１　職員対応要領の策定

障害者差別解消法第 10 条第１項の規定に基づき、平成 27 年 12 月 28 日付けで、県職員を対象とする「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく職員の対応に関する要領」を策定。

２　職員研修の実施

障害者差別解消法の施行に備え、平成 28 年１月から２月にかけて、県職員全体に対する説明会（所属長に対して６回、一般職員に対して 18 回）を実施。

３　広報啓発活動の実施

①　障害を理由とする差別の解消に向けた地域フォーラムの開催（主催：内閣府・三重県）（平成 27 年 12 月）
②　「県政だより」（平成 28 年１月号）への特集記事の掲載
③　三重テレビ「県政チャンネル」における啓発番組の放送（平成 28 年１月）
④　伊勢新聞への啓発広告の掲載（平成 28 年３月）
⑤　街頭啓発（津駅前と近鉄四日市駅前の２か所）の実施（平成 28 年３月）
⑥　県内の障がい福祉サービス事業所連絡協議会や民生委員児童委員協議会、社会福祉法人等からの要請による会議や研修会の場における説明

平成 28 年度の取組

１　相談窓口の設置

平成 28 年４月１日に、健康福祉部障がい福祉課に相談窓口を設置。

２　職員研修の実施

新規採用者研修や新任所属長研修において、障害者差別解消法の概要や職員対応要領について説明。

３　広報啓発活動の実施

①　障害福祉サービス事業者等集団指導時における説明（平成 28 年７月に４会場で説明）
②　県や医師会が主催する社会保険集団指導時における医療機関に対する説明（平成 28 年７月から平成 29 年２月までの間に９会場で説明）
③　三重県障がい者差別解消セミナーの開催（健康福祉部と三重県障がい者差別解消支援協議会との共催）（平成 28 年９月に県庁講堂にて開催）
④　出前トーク等を活用した障がい者団体等に対する説明（随時）
⑤　市町からの要請による市町職員に対する説明（随時）
⑥　街頭啓発（駅前や商業施設）の実施（平成 29 年３月）
　・津新町駅、近鉄四日市駅、宇治山田駅
　・イオンモール鈴鹿

⑦　「みみの日記念第３回手話フェスティバル」会場にてブース展示の実施（平成 29 年３月）

４　障害者差別解消地域支援協議会の設置及び開催

障害者差別解消法第 17 条第１項の規定に基づき、平成 28 年８月に「三重県障がい者差別解消支援協議会」を設置し、第１回協議会を開催。また、平成 29 年１月に第２回協議会を開催。

５　市町での体制整備の促進

障害者差別解消法の運用に関する情報共有を図るとともに、職員対応要領の策定や相談窓口の開設、障害者差別解消地域支援協議会の設置などについて働きかけを実施（平成 28 年 12 月から平成 29 年１月にかけて県内全市町への訪問を実施、また、市町担当者会議（平成 29 年３月）で説明)。

平成 29 年度の取組予定

１　相談窓口の拡充

平成 29 年４月１日に、三重県障害者相談支援センターにも相談窓口を設置。

２　職員研修の実施

新規採用者研修において、障害者差別解消法の概要や職員対応要領について説明。

３　広報啓発活動の実施

①　「県民の日」記念事業（平成 29 年４月)、消費者月間記念講演会（平成 29 年５月）等の会場における障害者差別解消法の啓発パンフレットの配布。
②　介護保険サービス事業者等集団指導時における説明(平成29年６月に３会場で説明)。
③　出前トーク等を活用した障がい者団体等に対する説明（随時)。
④　市町からの要請による市町職員に対する説明（随時)。
⑤　障がい者差別の解消を図るためのフォーラム等の開催（障害者週間(12 月３日から同月９日まで）の前後において、複数回のイベントを開催する方向で検討)。

４　障害者差別解消地域支援協議会の開催

平成 29 年７月に、第１回協議会を開催。内閣府作成の「合理的配慮事例集」を配布し、各団体関係者への周知を依頼。平成 30 年１月頃に、第２回協議会を開催（予定)。

５　市町での体制整備の促進

障害者差別解消法施行から１年が経過し、全ての市町で相談窓口が設置されたが、職員対応要領の策定や障害者差別解消地域支援協議会の設置については未実施の市町があり、さらなる働きかけを実施（予定)。

６　障がい者差別解消条例策定に関する議会の動き

三重県議会に障がい者差別解消条例策定調査特別委員会が設置され、条例制定について検討が行われている。

市町の障害者差別解消法に基づく取組状況

		平成 28 年 ２月 16 日現在	平成 28 年 ８月１日現在	平成 28 年 10 月１日現在 ※内閣府調査	平成 29 年 １月１日現在	平成 29 年 ４月１日現在 ※内閣府調査
職員対応要領の策定	策定済	１	１９	２０	２１	２５
	策定予定	１８	４	６	４	４
	未定	１０	６	３	４	
	予定なし					
相談窓口の設置	設置済	１	２３		２６	２９
	設置予定	１８			１	
	未定	１０	６		２	
	予定なし					
地域協議会の設置	設置済		５	７	６	１０
	設置予定	８	３	２	６	８
	未定	２０	２１	１８	１７	１１
	予定なし	１		２		

今回の調査結果（平成 29 年４月１日現在）

職員対応要領の策定…策定済 86.2％

相談窓口の設置……設置済 100％

地域協議会の設置……設置済 35.5％（津市、伊勢市、名張市、いなべ市、志摩市、伊賀市、東員町、多気町、明和町、玉城町）

平成 28 年度の県及び県教委の窓口への相談の状況

※　三重県健康福祉部障がい福祉課と三重県教育委員会事務局人権教育課にあった相談の状況

期間：平成 28 年４月から平成 29 年３月まで

１　相談件数

相談窓口	障がい福祉課	人権教育課
件数(件)	19	2

※ 障がい福祉課 19 件の中に、人権教育課 2 件が重複しています。

２　相談種別

相談種別	件数(件)
不当な差別的取扱い	2
合理的配慮の提供	2
環境の整備	1
雇用	2
虐待	
苦情	9
その他	3
合計	19

（参考）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条　行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第七条　行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

２　行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第八条　事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

２　事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

県や市町等への相談事例等（平成 28 年 10 月から平成 29 年３月まで）

内閣府に報告した事例

１　障害者差別解消法に係る相談事例等調査について

（１）調査する事例

障害者差別解消法上の、「不当な差別的取扱い」「合理的配慮の提供」「環境の整備」に関係する相談事例等（相談を受けた事例や自発的に行った好事例等）を収集

（２）調査主体

内閣府

（３）調査対象

県や市町における相談事例等のうち広く情報共有することが望ましいものや特徴的なもの（教育委員会、公安委員会その他関係する執行機関の事例を含む。）。

（４）調査期間

次の２回に分けて調査

①　平成 28 年４月から平成 28 年９月までの事例

②　平成 28 年 10 月から平成 29 年３月までの事例

２　報告した件数

（１）行政機関等による

①「不当な差別的取扱い」に関するもの ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ０件

②「合理的配慮の提供」に関するもの ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ １件

③「環境の整備」に関するもの ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ４件

（２）事業者による

①「不当な差別的取扱い」に関するもの ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ３件

②「合理的配慮の提供」に関するもの ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ １件

③「環境の整備」に関するもの ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ０件

３　行政機関等に関わる相談事例等

（１）「不当な差別的取扱い」に関する相談事例等

※ 事例なし

（２）「合理的配慮の提供」に関する相談事例等

【事例１】

○　相談を受けた機関等
市町障がい福祉担当課

○　障がいの種別（障がい者の年代）
聴覚・言語障がい（50 代）

○　本事例の概要

ⅰ　障がい者（側）からの申出

市町の窓口において、読唇のためマスクを外してほしいこと、また、筆談してほしいことを声で伝えたところ、応じてもらえなかった、という意見が寄せられた。

ⅱ　結果に至るまでの経過

窓口対応を行った者から状況把握を行ったところ、相談者が言われている内容がうまく聞きとれていなかったことが判明した。相談者の気持ちを伝え、今後の対応に生かすよう配慮の必要性について説明を行った。

ⅲ　結果（解決した内容）

担当部署の長が相談者に謝罪した。今回のことを契機として、対応した職員だけでなく全職員に聴覚障害者への配慮を指導していくこと、聴覚障害者に対する窓口対応の質の向上を目指すと伝え、相談者から納得を得た。

（３）「環境の整備」に関する相談事例等

【事例２】

○　相談を受けた機関等
三重県健康福祉部障がい福祉課

○　障がいの種別（障がい者の年代）
聴覚・言語障がい（不明）

○　本事例の概要

ⅰ　障がい者（側）からの申出

障がい福祉課に、県立高校が保護者等に向けて配布（通知）する行事等案内文書に、「配慮が必要な場合は、申し出てください」との一文を入れてもらいたい、という要望がなされた。

相談者は、県立高校の生徒の保護者で、案内文書には、配慮の申出については書かれていなかったが、保護者自らが、学校に対して、学校行事での手話通訳の設置を要望した。

また、その保護者は、自ら学校に配慮を求めることができたが、保護者によっては、遠慮をしてしまう場合もあることから、その一文を入れることで、当事者が配慮を求めやすい状況を作っていただきたいという思いから、要望を行った。

ⅱ　結果に至るまでの経過

障がい福祉課から、三重県教育委員会（人権教育課等）に相談内容を伝達し、対応を依頼した。

ⅲ　結果（解決した内容）

同高校では、保護者からの要望を受けて、手話通訳をつけて学校行事を開催した。

また、三重県教育委員会から、県立学校長会に対し、学校が配布する案内文書に「配慮が必要な場合は、申し出てください」と記すなど、障がい当事者が合理的配慮の提供の申し出や相談をしやすい環境づくり向けて取り組むよう依頼した。

【事例３】

○　相談を受けた機関等

市町教育委員会

○　障がいの種別（障がい者の年代）

聴覚・言語障がい（10 代）

○　本事例の概要

ⅰ　障がい者（側）からの申出

聴覚に障がいがある子どもの学習に、補聴援助システムを活用したい。保護者から、保護者側で受信機は準備するが、送信機を学校で準備してほしいとの申し出があった。

ⅱ　結果に至るまでの経過

学校（校長、教頭）が保護者と協議し、補聴援助システムを導入した。

ⅲ　結果（解決した内容）
　聴覚に障がいがある子どもが、ストレスなく学習に専念できる教育環境を整備できた。

【事例４】

○　相談を受けた機関等
市町教育委員会

○　障がいの種別（障がい者の年代）
肢体不自由（10 代）

○　本事例の概要
ⅰ　障がい者（側）からの申出
　保護者から、障がいの程度が重度化してきたため、学習の際に教科書等を読み上げるソフトを活用してほしいとの要望がなされた。

ⅱ　結果に至るまでの経過
　学校（校長、教頭）、保護者、教育委員会で協議し、教科書等を読み上げるソフトを導入した。

ⅲ　結果（解決した内容）
　生徒の障がいの実態に応じた教育内容の編成と必要な情報を獲得できる教育環境の整備ができた。

【事例５】※市町教育委員会が自発的に行った好事例

○　相談を受けた機関等
市町教育委員会

○　障がいの種別（障がい者の年代）
肢体不自由（10 歳未満）

○　本事例の概要
ⅰ　障がい者（側）からの申出
　―

ⅱ　結果に至るまでの経過
　肢体不自由の児童が地元の学校に入学することになり、保護者にバリアフリー化が必要かどうか意向確認を行ったうえで、予算を確保し、２階建ての校舎にエレベーター、多目的トイレ等を整備した。また、特別支援学級についても、会議室をパーテションで区切った程度の教室であったため、合わせて整備した。

ⅲ　結果（解決した内容）
障がいのある児童の学校生活におけるバリアが解消された。

４　事業者に関わる相談事例等

（１）「不当な差別的取扱い」に関する相談事例等

【事例６】

○　相談を受けた機関等
三重県障害者相談支援センターに相談があり、同センターから三重県健康福祉部障がい福祉課に相談内容が伝達された。

○　障がいの種別（障がい者の年代）
精神障がい（不明）

○　本事例の概要
ⅰ　障がい者（側）からの申出
統合失調症の息子が、賃貸住宅を借りようとして不動産屋において相談したところ、「精神障がいのある方は、保証会社の審査が通りません。」と言われ、借りることができなかった。
障害者差別解消法ができ、障がい者への差別が禁止されたと聞いているのに、このような対応をされ納得できない。このような申出があったということを、業界団体などに伝えて是正してもらうことはできないか。

ⅱ　結果に至るまでの経過
住宅の賃貸借契約に関して規定する宅地建物取引業法（以下「宅建業法」という）を所掌する県の部署は県土整備部建築開発課であるため、同課に相談内容を伝達し、対応について協議した。

ⅲ　結果（解決した内容）
宅地建物取引業者が、賃貸物件への入居を希望する障がい者に対して、障がいがあることのみを理由に、賃貸人や家賃債務保証会社への交渉等、必要な調整を行うことなく媒介を断ることは、差別的取扱いにあたると考えられる（「国土交通省所管事業における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」より）。
宅建業法を所管している、県土整備部建築開発課と協議のうえ、業界団体に対して、建築開発課長と障がい福祉課長の連名による周知依頼文書を発出し、会員業者に対して、障害者差別解消法の趣旨や国土交通省所管事業における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の内容について周知し理解を得るよう依頼した。

【事例７】

○　相談を受けた機関等
　市町障がい福祉担当課

○　障がいの種別（障がい者の年代）
　肢体不自由（70 代以上）

○　本事例の概要
ⅰ　障がい者（側）からの申出
　障がい者が駅前でタクシーを待っていたところ、運転手が車いすを使用している自分の姿を見たのだが、止まらず走り去ってしまった。これは乗車拒否にあたり不当な差別的取扱いではないのか。

ⅱ　結果に至るまでの経過
　市町の担当課が、相談者に対して、タクシー事業を管轄している行政機関の相談窓口を紹介したが、市町から伝えてほしいという意向であったため、相談内容を市町の担当課から電子メールでタクシー事業を管轄している行政機関の相談窓口へ報告し、その回答を相談者に伝えることで了承を得た。

ⅲ　結果（解決した内容）
　タクシー事業を管轄している行政機関がタクシー事業者に対して事実確認を行ったところ、当該タクシーは、タクシー無線により他のお客様を迎えに行く旨の指令を受けたところであり、ちょうど配車地へ向かう途中だったことが判明した。
　これを受けて、当該行政機関からは、タクシー事業者に対して、利用者の誤解を生んでいることを認識し再発防止に努めるよう指導を行った。また、タクシー事業者も、事業所内で注意喚起を行った。
　上記の内容の回答が、タクシー事業を管轄している行政機関の相談窓口から、市町障がい福祉担当課になされた。
　市町障がい福祉担当課は、これらの経緯を相談者に伝達し、納得を得た。

【事例８】

○　相談を受けた機関等
　バリアフリーを推進するＮＰＯ法人から、三重県の地域機関と三重県健康福祉部障がい福祉課に報告がなされた。

○　障がいの種別（障がい者の年代）
　視覚障がい（60 歳代）

○　本事例の概要

ⅰ　障がい者（側）からの申出

県外から来県した視覚障がい者が、帰路につく前に、ＮＰＯ法人から派遣されたガイドボランティアとともに、ＡＴＭを利用するため、駅前のコンビニに盲導犬を連れて入店しようとしたところ、入店を断られた（「食品等があるので衛生上お断りします」といわれた。）。

その場で、視覚障がい者本人から、補助犬の説明をしたが、店側から入店を認めるという回答を得られなかった。

列車の時間もあるため、入店を諦め、近くの銀行のＡＴＭを利用した。

同日中に、この事案について、ガイドボランティアから、ＮＰＯ法人に報告がなされた。

ⅱ　結果に至るまでの経緯

―

ⅲ　結果（解決した内容）

ＮＰＯ法人のスタッフが補助犬の資料を持って店長に説明を実施した。店長は、コンビニ本社に確認をし、理解不足での対応だったとを認識した。また、当該コンビニでは、スタッフに対して、補助犬に対する正しい扱いについて周知がなされた。

（２）「合理的配慮の提供」に関する相談事例等

【事例９】

○　相談を受けた機関等

市町障がい福祉担当課

○　障がいの種別（障がい者の年代）

視覚障がい、盲ろう（不明）

○　本事例の概要

ⅰ　障がい者（側）からの申出

市町が一部事業費を補助する市民活動団体主催のフリーマーケットにおいて、路上の点字ブロックに出店者のテントや商品が置かれ、視覚障がいのある人の通行に支障が出ており、点字ブロックを使って通行ができるよう配慮してほしい。

ⅱ　結果に至るまでの経緯

点字ブロックについては、視覚障がいがある人にとっては、通行に支障がないよう障害物を置かないように以前から周知していることから、改善する必要がある。市町から主催団体に改善の申し入れを行った。

ⅲ　結果（解決した内容）

市町からの申し入れを受けて、主催団体が点字ブロックの上に物を置くなどしないよう出店者へ指導を行い、点字ブロックを使った通行に支障を来たさないよう改善された。

（３）事業者による「環境の整備」に関する相談事例等

※ 事例なし

その他の事例

【事例 10】

○　相談を受けた機関等

三重県健康福祉部障がい福祉課

○　障がいの種別（障がい者の年代）

聴覚・言語障がい（不明）

○　本事例の概要

ⅰ　障がい者（側）からの申出

聴覚障がいの者同士で、手話を使いながら、遊技場で遊戯を楽しんでいたところ、隣で遊戯していた客にとっては手話が目障りであったようで、不機嫌になり、自分たちの悪口を言い始めた。そこで、遊戯場のスタッフに「注意して欲しい」と依頼したが、何も対応してもらえず、隣で遊戯していた客ともめごとが続いた。このため、途中であったが、遊戯を止めてしまった。

遊戯場のスタッフは、相談者がトラブルを訴えても、何もしなかったが、これは障がい者に対する差別を容認することになるのではないか。

ⅱ　結果に至るまでの経過

・　三重県健康福祉部障がい福祉課に相談がなされたが、次のとおり、障害者差別解消法に基づいた対応はできない旨を説明した。

そもそも、相談の中に登場する隣で遊戯していた客は個人であって、障害者差別解消法の対象とはできない。

仮に、障害者差別解消法上の問題であるとしても、今回は、遊戯場を経営している事業者に、障害を理由とした不当な差別的取扱いを行った事実があるとはいえず、また、合理的配慮の提供については、その提供は法的義務として求められているものではない。

・　その後、相談者は、三重県障害者団体連合会に相談し、同会から三重県聴覚障害者支援センター（三重県聴覚障害者協会）に相談が伝えられた。そこで、三重県健康福祉部障がい福祉課と三重県聴覚障害者支援センター（三重県聴覚障害者協会）で、対応について協議した。

ⅲ結果（解決した内容）

後日、三重県聴覚障害者支援センター（三重県聴覚障害者協会）が、障害者差別解消法と三重県手話言語条例のチラシを持って、遊戯場を訪問し、障害者差別解消法と手話言語条例の従業員への周知を依頼した。また、遊戯場側に対して、今回のトラブルを直接伝えることはしないこととしたが、場内における個人同士のトラブルがあったときに遊技場として双方が納得できる対応について意見交換を行った。遊戯場側は従業員への周知に同意し、またこの対応に相談者も納得した。

【事例 11】

○　相談を受けた機関等

三重県健康福祉部障がい福祉課

○　障がいの種別（障がい者の年代）

肢体不自由（不明）

○　本事例の概要

ⅰ　障がい者（側）からの申出

身体障がいがあり、電動カーに乗っている。歩道にごみ置き場があるが、ごみ取集日にはネットを広げているので通れない。このことを、行政機関に訴えているが、解決されない。

ⅱ　結果に至るまでの経過

障がい福祉課が、相談者が訴えを行っている行政機関から事情を聞いたところ、次のような状況であった。

ごみ処理場の設備の更新により、平成 28 年４月頃からプラスチックのごみも集まるようになり、ごみの量が増えているのは事実であり歩道上で邪魔になっている。

現在、自治会長もこのことを問題視しており、ごみ集積場の場所を変更するため、地主と交渉している。

ⅲ　結果（解決した内容）

平成 28 年 12 月末に、自治会長等の努力によりゴミ集積場が移転され、歩道通行の妨げは無くなり問題は解決した。

合理的配慮の提供等事例集の周知について（依頼）

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現のためには、合理的配慮の提供をはじめ、障害者差別解消法で求められる取組やその考え方が、幅広く社会に浸透することが重要です。

このたび、内閣府において、合理的配慮の提供等の事例（想定事例を含む。）が、関係省庁、地方公共団体、障害者団体などから収集・整理され、事例集として取りまとめられました。

この事例集の活用により、合理的配慮の提供をはじめ、障害者差別の解消に向けた取組の裾野が更に広がるとともに、障害者差別解消法の意義や趣旨などが、社会全体に一層浸透していくことが期待されます。

つきましては、皆様が所属する団体等において、この事例集について広く周知を図ってくださいますようお願い申し上げます。

なお、この事例集の電子データにつきましては、内閣府ホームページにアップされており（下記のアドレス参照）、ダウンロードすることができますので、ご利用いただければ幸いです。

内閣府ホームページアドレス

http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/example.html

事務担当：障がい福祉課　福西
TEL:059-224-2274　FAX:059-228-2085
E-mail:fukunh00@pref.mie.jp

資料3

障がい者スポーツの推進について

（右）世界パラ陸上競技選手権大会ロンドン2017において
走幅跳で銀メダルを獲得した 前川 楓 選手
（左）大和鉄脚走行会（三重県）で練習中の 前川 楓 選手

平成29年10月13日

三重県健康福祉部障がい福祉課

障がい者スポーツの推進について

障がいへの理解の促進
障がい者の自立と社会参加の促進

三重とこわか大会
第21回全国障害者スポーツ大会　ときめいて人　かがやいて未来　2021

平成33年度
国民体育大会・全国障害者スポーツ大会開催

平成32年度
東京オリンピック・パラリンピック開催

日本選手権などの大規模大会の誘致

平成30年度
国民体育大会・全国障害者スポーツ大会決定
実行委員会の設置

平成29年度
ボッチャ国際大会開催※

日本初！

マスコット
とこまる

※ ボッチャ国際大会
平成３０年３月１８日～２２日
三重県営サンアリーナ（三重県伊勢市）

ボッチャ：

ボッチャはパラリンピックの正式競技の一つです。

重度脳性まひなどの障がいがある方のためにヨーロッパで考案され、世界の約60の国と地域で行われています。

ボッチャ交流会

障がい者スポーツの推進について

三重県の取組

全国障害者スポーツ大会に向けた準備

○ 障がい者スポーツを支える人づくり
　障がい者スポーツ指導員やトレーナーなどの育成

○ 選手の練習環境の整備
　競技用具や練習場所（県身体障害者総合福祉センター）の整備

○ 選手の活動支援
　競技大会への参加旅費の支援

○ 体験会や啓発の実施
　小中学校などでの体験会の開催
　駅やショッピングモールでの啓発

国内外で活躍できる選手の発掘・育成

○ 身体障がい者スポーツ選手の発掘・育成
　理学療法士、義肢装具士、スポーツ医、管理栄養士などと連携
　　前川 楓 選手（陸上競技 右大腿切断 19歳）
　　岡田和也 選手（射撃 右上腕切断 47歳）など

○ 東京オリンピック・パラリンピックキャンプ地誘致
　国内競技団体の合宿や大規模大会の誘致
　　水泳・ボッチャ・卓球・ゴールボールの合宿を実施
　　ボッチャ国際大会の開催、日本選手権などの大会を誘致

競技用具の整備

陸上競技用車いすの購入

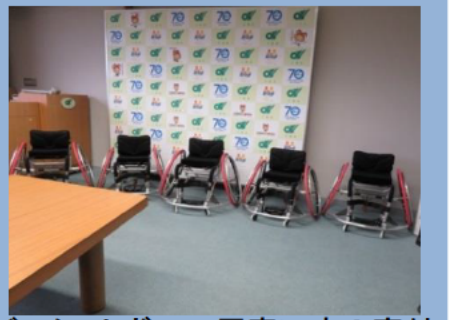

バスケットボール用車いすの寄付

国内競技団体の合宿

視覚障がい者の水泳強化練習

三重県選手と日本代表選手とのボッチャ合同練習

車いす専用卓球台での卓球強化練習

ゴールボール（視覚障がい者）の強化練習

障がい者スポーツにおける課題①

障がい者スポーツの普及・啓発

障がい者スポーツについての認知度が低い

Q. 全国障害者スポーツ大会を知っている？

A. 知っている → 20．8%（2016年体育学研究より）

Q. パラリンピック以外の障がい者スポーツを直接見たことがある？

A. ある → 4．7%（2014年日本財団パラリンピック研究会調べ）

＊全国障害者スポーツ大会　14競技（H33年度から）
＊パラリンピック　22競技

もっと PRが必要！

模擬義足体験

障がいへの理解の促進

障がいを理解する機会が少ない

障がい者スポーツを通して 障がいを理解する機会づくりを！

障がい者スポーツにおける課題②

全国障害者スポーツ大会や国内大会に向けた選手・指導員の育成

全国障害者スポーツ大会の正式競技に追加される競技･種目の選手が少ない

→ **選手･指導員の育成や競技の普及**

・精神障がい者卓球
（平成３１年　いきいき茨城ゆめ大会）
・ボッチャ
（平成３３年　三重とこわか大会）

ボッチャ体験

選手の参加機会の提供と意欲の向上

全国障害者スポーツ大会のすべての団体競技チームを結成したが、県内には対戦相手がなく、県外での試合の経験も少ない

→ **競技ルールの学習や共同生活の体験**

ボッチャ国際大会（アジア・オセアニア地区のオープン大会）の開催

障がい福祉課（059-224-2274）
日本ボッチャ協会（080-1478-7739）

1　大会内容

（１）大会名　BISFed 2018 Ise Regional Open Championships
（２）会期　　平成30年3月18日（日）～22日（木）　5日間
（３）会場　　三重県営サンアリーナ（伊勢市朝熊町字鴨谷4383-4）
（４）規模　　Regional Open Event（アジア・オセアニア地区のオープン大会）
　　選手約80名　関係者含む計約300人（約10か国・地域から参加見込）
　　※アジア・オセアニア地区　17か国・地域
　　オーストラリア、バーレーン、中国、チャイニーズタイペイ、香港、
　　インド、イラン、[illegible]、日本、韓国、クウェート、マカオ、
　　マレーシア、ニュージーランド、シンガポール、タイ、ＵＡＥ
（５）主催者　一般社団法人日本ボッチャ協会
　※　BISFed：Boccia International Sports Federation（国際ボッチャ競技連盟）

2　大会開催に向けた本県の役割

主催者である日本ボッチャ協会と協力し、広報や会場での支援を行います。
・宿泊施設への協力依頼
・交通関係事業者への協力依頼
・外国語通訳者への協力依頼
・ボランティアの募集
・ボッチャの普及・啓発や県民への理解の促進、都市部でのＰＲの実施

※　ボッチャとは

重度の脳性麻痺者等の競技スポーツで、パラリンピックの正式競技です。
対戦する一方が赤いボールを、もう一方が青いボールをそれぞれ６球ずつ持ち、どれだけ自分のボールを目標となる白いボールに近づけるかをいます。

ボッチャの競技内容

使用するコートやルール

試合では、シングルス戦、ペア戦、チーム戦に関わらず同じサイズのコートを使用し、選手が投球する位置は細かく決められています。

ジャックボールの投球

最初に投球するジャックボールをジャックボール無効エリアで静止させてしまう、またはサイドラインやエンドラインを超えて投球してしまうと反則となり、相手にジャックボールを投げる権利が移ります。その相手もジャックボールの投球で反則となった場合、ジャックボールを投げる権利が再び戻ってきて、以降、投球が成立するまで繰り返します。

クロス

競技中に押し出されたジャックボールがサイドラインやエンドラインに触れるか外に出てしまった場合、このクロスの位置にジャックボールが戻されます。オンラインもアウトです。

スローイングライン

スローイングボックス

選手、アシスタント、ランプすべてがボックス内に収まるようにしなければなりません。

使用するスローイングボックス

シングルス戦：③と④（赤ボールが③、青ボールが④）
ペア戦：②～⑤（赤ボールが②・④、青ボールが③・⑤）
チーム戦：①～⑥（赤ボールが①・③・⑤、青ボールが②・④・⑥）

サイドライン と エンドライン

投球したボールがサイドライン、エンドラインを超えてしまうと無効になります。

● 投球時の時間制限 ●

頭脳戦が繰り広げられるボッチャですが、投球にかけられる時間は限られていて、各1エンドあたりでクラス、カテゴリごとに決められています。もし6球すべてを投げ切る前にその時間を消費してしまうと、残りの球を投げることはできません。

個人戦	BC1	5分
	BC2	4分
	BC3	6分
	BC4	4分
ペア戦	BC3	7分
	BC4	5分
チーム戦	BC1&2	6分

※上記時間は1エンドあたりで各個人、ペア、チームごとに計測されます

COLUMN

さまざまな用具の工夫

1 それぞれのボールの特性

ボッチャで使用するボールは、ルール上大きさと重さの規定が決まっています（周長が270mm±8mm以内、重さは275g±12g以内）。

しかし、同じ赤青のボールでも微妙に違う色をしていたり、硬さや材質が違うことがあります。ボールにはそれぞれ特性があり、選手は障がいの特性やプレースタイルによってボールを使い分けているのです（ボッチャはマイボール制です）。

天然皮革製

ボールに凹凸が少なく、まっすぐ転がりやすい特徴があります。

フェルト製

表面が不規立っているので滑りやすい性質から、ボールを弾く時などに向いています。

人工皮革製

表面がしっとりとしていて滑りにくい性質から、ボールの上にボールを乗せたいときなどに向いています。

2 選手の投球を支えるランプ

ランプとは、ボールを投げることができないBC3クラスの選手が使用する勾配具。ボールを転がすことで投球を行います。ランプは長さを継ぎ足すことで高さを調節でき、それによってボールのスピードを遠くし、遠い距離を狙ったり、コート上のボールを弾くことができます。

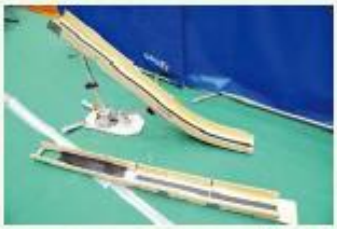

簡単に高さの調節ができ、バリエーションのある投球を可能にします。

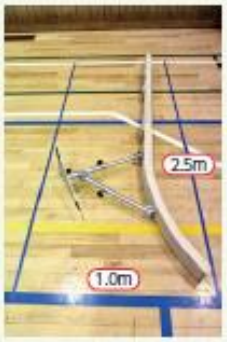

大きさの規定は、最大に立柱を伸ばし、ランプの継ぎ足しを全てつけた状態で床面に書かせスローイングボックス（2.5m×1.0m）内に収まること。

自分の手でボールを押し出すことができない選手は、重座や□にリリーサーを装着し、投球を行います。リリーサーの長さは50cm以内に収まるようにしなければなりません。

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会　「かんたん！ボッチャガイド」より引用

15　障害児支援について

（１）放課後等デイサービスの見直し関係について

放課後等デイサービスについては、社会保障審議会障害者部会報告書（平成 27 年 12 月 14 日）において、「発達支援を必要とする障害児のニーズに的確に対応するため、質の向上と支援内容の適正化を図る観点から、放課後等デイサービスガイドラインの活用を徹底するとともに、発達支援等の子どもに関する支援の専門的な知識・経験を有する者の配置を求めるほか、障害児本人の発達支援のためのサービス提供を徹底するなど、制度面・運用面の見直しを行うべき」とされたところである。

このため、

① 発達支援等の子どもに関する支援の経験を有する者等の配置

ア　児童発達支援管理責任者について、現行の実務要件に保育所等の児童福祉に関する経験を追加し、障害児、児童又は障害者の支援の経験（３年以上）を必須とする

イ　放課後等デイサービスの人員配置基準上必要な職員を「指導員又は保育士」から「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者（＊）に見直し、そのうち、児童指導員又は保育士を半数以上配置することとする

＊障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを２年以上経験している者

② 放課後等デイサービスガイドラインに基づいた自己評価結果公表の義務付け

ア　放課後等デイサービスの運営基準において、放課後等デイサービスガイドラインの内容に沿った評価項目を規定し、それに基づいた評価を行うことを義務付ける。

イ　質の評価及び改善の内容をおおむね１年に１回以上公表しなければならない旨規定

を平成 29 年４月１日より実施することとしているので、各都道府県・市町村においては、関係機関等に周知徹底を図るとともに、平成 29 年４月１日から　の円滑な実施に向けて準備を行っていただくようお願いする。

また、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、平成 30 年４月から障害福祉サービス等の情報公表制度を施行することとしているが、放課後等デイサービスについては、平成 29 年４月から試行する予定である。詳細については、追って連絡する。（関連資料１，２，３）

この他、「障害福祉サービス等の不正請求等への対応について」（平成 28 年６月 20 日事務連絡）において、不正請求等への対応の一層の強化を図っていただくようお願いしたところであるが、重点的に実地指導を行うなど、引き続き対応の強化をお願いする。

放課後等デイサービスに対する今後の対応について（案）

1　現状・課題

○　放課後等デイサービスについては、平成24年４月の制度創設以降、 利用者、費用、事業所の数が大幅に増加している。

○　一方、利潤を追求し支援の質が低い事業所や適切ではない支援※を行う事業所が増えているとの指摘があり、支援内容の適正化と質の向上が求められている。

※例えば、テレビを見せているだけ、ゲーム等を渡して遊ばせているだけ

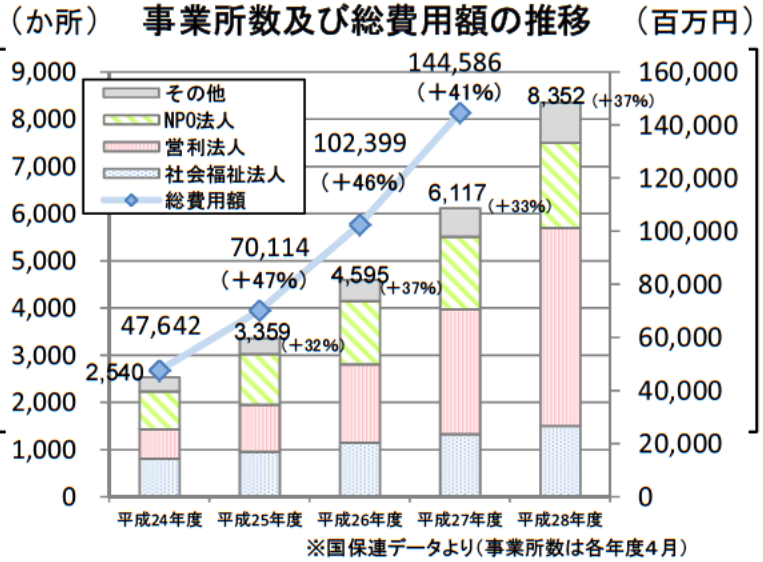

※国保連データより（事業所数は各年度４月）

2　これまでの対応

時期	対応内容
平成27年4月	○放課後等デイサービスガイドラインの作成・公表
平成28年3月	○支給決定の適正化に向けた留意事項通知（H28.3.7障害福祉課長通知） ①指定障害児通所支援事業者の指導の徹底（支援の提供拒否の禁止などの運営基準の遵守） ②放課後等デイサービスガイドラインの活用の周知徹底、自己評価結果の公表状況の把握に努めること ③障害児通所給付費等の通所給付決定の適正化 ・一般施策を含めた適切な支援体制の構築、環境整備を行う ・支給量の目安（支給量は、原則として各月の日数から8日を控除した日数を上限）を示し、上限を超える場合は、市町村において支給の必要性を確認する ・主として障害児の家族の就労支援又は障害児を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする場合には、地域生活支援事業の日中一時支援等を活用すること
平成28年6月	○障害福祉サービス等の不正請求等への対応について（監査の強化等）（H28.6.20事務連絡） ・営利法人及び新規の放課後等デイサービス事業所の重点的な実地指導の実施等 ・放課後等デイサービスの指導監査の実施状況等について、当面の間、四半期ごとに厚生労働省に報告する

厚生労働省

3　今後の対応策（案）

1. 指定基準等の見直しによる対応【平成29年4月施行】

（1）障害児支援等の経験者の配置

○児童発達支援管理責任者の資格要件の見直し（告示の改正）

現行の実務要件に保育所等の児童福祉に関する経験を追加し、障害児・児童・障害者の支援の経験（3年以上）を必須化する。

※既存の事業所は1年間の経過措置を設ける予定

○人員配置基準の見直し（基準省令の改正）

配置すべき職員を「指導員又は保育士」から「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者＊に見直し、そのうち、児童指導員又は保育士を半数以上配置することとする。

＊2年以上障害福祉サービス事業に従事した者

※既存の事業所は1年間の経過措置を設ける予定

（2）放課後等デイサービスガイドラインの遵守及び自己評価結果公表の義務付け

○運営基準の見直し（基準省令の改正）

- 運営基準において、放課後等デイサービスガイドラインの内容に沿った評価項目を規定し、それに基づいた評価を行うことを義務付ける。
- 質の評価及び改善の内容をおおむね1年に1回以上公表しなければならない旨規定

2. その他の対応【平成28年度中実施】

○情報公表の先行実施

指定放課後等デイサービス事業者は支援の提供を開始するとき、支援内容（タイムスケジュール等）、BS（貸借対照表）やPL（損益計算書）などの財務諸表等の情報を都道府県等に提供し、事業所のHP等で公表に努めること。

都道府県等は事業者に対して、支援内容や人員配置（職員の資格等）、財務諸表等の公表をすることを促すこと。

※会計区分での公表など詳細は更に検討

関連資料２

○　児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（抄）（平成二十四年厚生労働省令第十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
第一章　総則	第一章　総則
（指定障害児通所支援事業者等の一般原則）	（指定障害児通所支援事業者等の一般原則）
第三条　（略）	第三条　（略）
２　（略）	２　（略）
３　指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（第二十条、第四十九条及び第六十六条において「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。	３　指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（第二十条及び第四十九条において「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
４　（略）	４　（略）
第四章　放課後等デイサービス	第四章　放課後等デイサービス

第二節　人員に関する基準

（従業者の員数）

第六十六条　指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一　児童指導員、保育士（特区法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）又は学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）　指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

イ・ロ　（略）

第二節　人員に関する基準

（従業者の員数）

第六十六条　指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一　指導員又は保育士（特区法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）　指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

イ・ロ　（略）

二　（略）	二　（略）
2　前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。	2　前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を指導員又は保育士の合計数に含めることができる。
3・4　（略）	3・4　（略）
5　第一項第一号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。	5　第一項第一号の指導員又は保育士のうち、一人以上は、常勤でなければならない。
6　第一項第一号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。	6　（略）
7　（略）	
（情報の提供等）	（新設）
第七十条の二　指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定放課後等デイサービス事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。	（新設）
2　指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。	（新設）

3　指定放課後等デイサービス事業者は、第七十一条において準用する第二十六条第三項の規定により、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

一　当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

二　従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

三　指定放課後等デイサービスの事業の用に供する設備及び備品等の状況

四　関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

五　当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

六　緊急時等における対応方法及び非常災害対策

七　指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

4　指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね一年に一回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（準用）

第七十一条　第十二条から第二十二条まで、第二十四条から第三十条まで、第三十二条、第三十四条から第四十五条まで、第四十七条、第四十九条、第五十条、第五十一条第一項及び第五十二条から第五十四条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第十六条中「いう。第三十七条第六号及び第五十一条第二項」とあるのは「いう。第七十一条において準用する第三十七条第六号」と、第二十二条第二項中「次条」とあるのは「第七十条」と、第二十七条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

第七十一条の二　放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一　児童指導員、保育士（特区法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある基準該当放課後等デイサービス事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）又は障害福祉サービス経験者　基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の

（準用）

第七十一条　第十二条から第二十二条まで、第二十四条から第三十条まで、第三十二条、第三十四条から第四十五条まで、第四十七条から第五十条まで、第五十一条第一項及び第五十二条から第五十四条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第十六条中「いう。第三十七条第六号及び第五十一条第二項」とあるのは「いう。第七十一条において準用する第三十七条第六号」と、第二十二条第二項中「次条」とあるのは「第七十条」と、第二十七条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

第七十一条の二　放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一　指導員又は保育士（特区法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある基準該当放課後等デイサービス事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この号において同じ。）　基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上 イ・ロ　（略） 二　（略） 2　（略） 3　第一項第一号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。 第七十一条の四　第七条、第十二条から第二十二条まで、第二十五条第二項、第二十六条から第三十条まで、第三十二条、第三十四条から第四十五条まで、第四十七条、第四十九条、第五十条、第五十一条第一項、第五十二条から第五十四条まで、第五十四条の六から第五十四条の八まで、第六十五条、第七十条（第一項を除く。）及び第七十条の二の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。	イ・ロ　（略） 二　（略） 2　（略） （新設） 第七十一条の四　第七条、第十二条から第二十二条まで、第二十五条第二項、第二十六条から第三十条まで、第三十二条、第三十四条から第四十五条まで、第四十七条から第五十条まで、第五十一条第一項、第五十二条から第五十四条まで、第五十四条の六から第五十四条の八まで、第六十五条及び第七十条（第一項を除く。）の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

関連資料３

「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」の一部改正について

１．改正の概要

・　障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者（以下「児童発達支援管理責任者」という。）になるために必要となる実務に従事した期間として、児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設（現：情緒障害児短期治療施設）及び児童自立支援施設）において児童の支援に従事した期間を算入できるようにする。

・　児童発達支援管理責任者になるために必要となる実務に従事した期間として、児童の福祉に係る事業（児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業）に従事した期間を算入できるようにする。

・　児童発達支援管理責任者の実務要件中「直接支援の業務」の定義について、「日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務」が含まれることを明確にする。

・　児童発達支援管理責任者の実務要件として、児童又は障害者に対する支援を内容とする業務に従事した期間が通算３年以上であることを課す。

・　経過措置を設け、平成 29 年３月 31 日において現に存する障害児通所支援事業所又は障害児入所施設等については、同日において現に児童発達支援管理責任者として置かれている者であって、改正前の規定による実務経験者の要件を満たす者を、平成 30 年３月 31 日までの間は、児童発達支援管理責任者として置くことができるものとする。

・　その他所要の改正を行う。

２．改正告示

・　障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 24 年厚生労働省告示 230 号）

３．根拠法令

・　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生労働省令第 63 号）第 49 条第１項

４．今後のスケジュール

公布日：平成 29 年３月下旬（予定）

施行日：平成 29 年４月１日（予定）

資料５－１

三重県障がい者施策年次報告書

（概要）

平成２９年１０月

障がい福祉課

三重県障がい者施策年次報告書（概要）

「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を基本理念として、平成 27 年３月に策定した「みえ障がい者共生社会づくりプラン」（計画期間：平成 27 年度～29 年度）の平成 28 年度における取組結果について報告します。

＜目次＞

重点的取組１	権利の擁護に関する取組	3
重点的取組２	障がい者雇用に関する取組	4
重点的取組３	障がい者スポーツに関する取組	5
重点的取組４	地域生活への移行と地域生活の支援に関する取組	6
重点的取組５	途切れのない相談支援に関する取組	7
重点的取組６	災害時の対応に関する取組	8
その他の取組		9
数値目標等進捗状況		10

重点的取組１　権利の擁護に関する取組

目標項目	現状値（25 年度）	27 年度 実績値	28 年度 実績値	29 年度 目標値
障害者差別解消法に基づく県および市町等における職員対応要領の策定率	－	30.3%	66.6%	100.0%
市町等への障がい者虐待防止専門家チーム派遣事案件数（累計）	2 件	0 件	1 件	7 件

平成 28 年度の取組概要

- 平成 28 年４月１日に障がい福祉課に相談窓口を設置し、関係機関と連携しながら寄せられた相談に対応しました。また、相談窓口が設置されていない市町に対してその設置を働きかけました。
- 平成 28 年８月に、学識経験者、当事者団体、弁護士、関係行政機関、関係福祉団体等の代表者 29 名で構成する「三重県障がい者差別解消推進協議会」を設立し、平成 28 年度中に会議を２回開催しました。会議では、相談窓口に寄せられた相談事例や障がい者施策に関する優良事例について情報共有を行いました。
- 障害者差別解消法については、障害福祉サービス事業者等集団指導時での説明(平成 28 年７月に県内４会場で説明)、 県や医師会が主催者として開催する社会保険集団指導時での医療機関への説明(平成 28 年７月から平成 29 年２月までの間に、県内９会場で説明)、 三重県障がい者差別解消セミナーの開催（平成 28 年９月９日(金)県庁講堂にて開催)、駅前や商業施設での街頭啓発の実施等、さまざまな機会を活用して周知を図りました。
- 新採研修や新任所属長研修において、平成 27 年度に策定した三重県職員対応要領の周知を図るなど、取組を進めた結果、策定率が 66.6%に向上しました。また、他部局から、行政サービスを行う際の合理的配慮の提供に関する相談があった場合に、適切に対応しました。
- 市町の虐待対応事例を基に、専門家チームの協力を得て、障害者虐待対応事例集を作成し、市町に配付しました。
- 障がい者福祉施設従事者による虐待事案について、専門家チーム会議で有識者より技術的助言をいただき、施設・事業所への指導の参考としました。
- 虐待防止と虐待対応に関する研修を行い、関係者の意識の醸成を行いました。研修：３回実施（共通講義、障害福祉サービス事業所管理者等コース、市町及び障害者虐待防止センター職員コース）　計 467 人参加

重点的取組２ 障がい者雇用に関する取組

目標項目	現状値 (25 年度)	27 年度 実績値	28 年度 実績値	29 年度 目標値
県の就労支援関係事業により一般就労した障がい者数	528 人	654 人	597 人	620 人
障害福祉サービス事業所から一般就労への移行者数	85 人	164 人	(調査予定)	191 人

平成 28 年度の取組概要

・ 障害者優先調達推進法に基づく調達方針を策定し、県から障害者就労施設等への調達拡大に向けて市町とともに取り組みました。(調達実績：37,018 千円)
また、福祉的事業所へ経営コンサルタントを派遣し、作業内容、工程の見直しなど工賃の改善を図るとともに、複数の福祉的事業所で共同して受注、品質管理等を行うことを目的とした共同受注窓口事業を連携して実施することにより、福祉的就労の安定的な受注及び工賃向上に取り組みました。(経営コンサルタント派遣事業所数：37 事業所、共同受注窓口実績：62,098 千円)

・ 障がい者の就労に関しては、障がい者雇用アドバイザーによる企業の求人開拓（13 人）や雇用に関する支援制度の情報提供等により障がい者の就労の場の拡大に取り組みました。また、三重県障がい者雇用推進企業ネットワーク（登録企業数 196 社[平成 29 年 4 月 3 日現在]）については、メールマガジンの発行(毎月）により登録企業に情報提供を行うとともに、「産・福・学」の情報交流会（２回)、企業見学会（２回）を開催し企業間の情報交換や交流などの取組を支援しました。
平成 28 年 6 月 1 日現在における県内の民間企業における障がい者の実雇用率は、県内企業における障がい者の雇用が進み、初めて法定雇用率を達成し、2.04%となりました。

・ Ｃｏｔｔｉ菜に関しては、職場実習、視察・見学の受入など従来の取組に加えて、平成 28 年 12 月からは障がい者雇用の理解促進や交流に関する情報発信事業としての場を活用し、県内で働く障がい者本人からの発信をメインとして様々な方が集い交流する「ステップアップ大学」をスタートしました。

・ 農林水産分野においては、一般社団法人三重県障がい者就農促進協議会と連携しながら、農業と福祉をつなぐ人材の掘り起こしや福祉事業所における施設外就労（農作業請負）の推進等の取組により、福祉事業所の農業参入や農業経営体の障がい者雇用を推進しました。
鈴鹿市において、市内の高校、福祉事業所、木工業者と連携して木製玩具の製作について検討し、実際に高校生がデザインした玩具の試作を行うことで、障がい者が作業できる工程を明らかにしました。
志摩市的矢湾において、福祉事業所のカキ養殖事業への参入に係るモデル事業を実施するとともに、その成果を活かして志摩市内の福祉事業所が合同会社を立ち上げ、カキ養殖業に新規に参入しました。

重点的取組３ 障がい者スポーツに関する取組

目標項目	現状値（25 年度）	27 年度 実績値	28 年度 実績値	29 年度 目標値
全国障害者スポーツ大会の団体競技における予選会出場率	50%	75%	83%	100%

平成 28 年度の取組概要

- 障がい者のスポーツへの参加意欲の向上と機会の充実を図るため、三重県障がい者スポーツ大会を開催（陸上：9 月 24 日・参加者 461 名、フライングディスク：5 月 21 日・参加者 458 名、ボーリング：11 月 26 日・参加者 267 名、卓球：1 月 14 日・参加者 188 名）するとともに、三重県ふれあいスポレク祭を開催（6 月 11 日・参加者 1575 名）しました。
- 全国障害者スポーツ大会「希望郷いわて大会」に選手を派遣し、個人競技ではメダル 29 個、団体競技においてはグランドソフトボールが準優勝しました。
- 競技別の国内スポーツ大会や他県との交流試合等への参加促進や、水泳などの初心者講習会を開催するとともに、県全域を対象としたボッチャの交流会を新たに実施（平成 29 年 3 月）しました。
- 平成 33 年開催の第 21 回全国障害者スポーツ大会（三重とこわか大会）に関しては、準備担当者会議を経て、平成 28 年 11 月 9 日に全国障害者スポーツ大会三重県準備委員会を設立、計２回の委員会を開催しました。委員会では、開催基本方針や会場地選定方針等を審議し決定しました。
- 障がい者スポーツ選手等の育成・強化に関しては、延べ４名の選手に対し、競技指導者、理学療法士、義肢装具士および障がい者スポーツ医と共同で作成したプログラムを提供し、競技力の向上を図りました。
- また、障がい者スポーツ指導員や障害者区分判定員の養成研修への参加、意思疎通支援者の養成に向けたカリキュラム作成を行うとともに、県身体障害者総合福祉センターにおいて、視覚障がい者用・車いす用の卓球台の購入や体育館の照明の改修など選手の練習環境の改善を図りました。
- リオパラリンピックで活躍した選手・役員や国内大会で優勝した選手にスポーツ賞を授与（県スポーツ栄誉大賞：１名、 県スポーツ栄誉賞：１名、県スポーツ特別奨励賞：１名）しました。
- 日本身体障がい者水泳連盟、日本ボッチャ協会、日本肢体不自由者卓球協会、日本ゴールボール協会の合宿を招致し、高い評価をいただきました。

重点的取組４ 地域生活への移行と地域生活の支援に関する取組

目標項目	現状値（25 年度）	27 年度 実績値	28 年度 実績値	29 年度 目標値
地域生活移行者数（累計）	－	29 人	37 人	184 人
長期在院者数減少率	－	6%	7%	18%

平成 28 年度の取組概要

- 県障害者自立支援協議会の専門部会である地域移行課題検討部会を開催し、課題検討を行いました。（部会開催：５回）
- 重度障がい者等自立生活応援事業を実施し、重度障がい者等が一時的に自立生活を体験する場を提供しました。（自立生活体験室利用実績：のべ 48 人　147 日）
- 障がい者が、地域において自立した生活を送ることができるよう、居住の場や日中活動の場の整備を促進しました。（グループホーム：３箇所、就労継続支援Ｂ型事業所：１箇所）
- 精神障がい者の地域移行に向け、県内４カ所の障害保健福祉圏域にピアサポーターを配置して、体験談を語るなど退院意欲向上ための退院支援プログラムを行いました。（ピアサポーター人数：6 人、活動回数：249 回）
  また、１か所の圏域には、ピアサポーターとともに地域移行の各種事業等を調整するコーディネーターを配置し、ピアサポーターの支援及び地域移行の活動に取り組みました。
- 精神科病院の職員向けに、地域移行をテーマとして地域の社会資源を理解してもらうための研修会を開催しました。
- 長期入院精神障がい者に対して、サービス等利用計画を７人に作成し、「地域移行支援」を５人が利用しました。
- 医療的ケアに関して、県内１か所に支援拠点を設置し、多職種の連携を深めるための事例検討会議の開催（２回）や、相談支援専門員等を対象とした資質向上を目的とした研修会の開催（２回）などに取り組み、地域における支援機関の連携強化及び支援体制の構築を図りました。
- 市町の障害福祉計画の推進のため、推進会議を３回開催しました。
- 全ての圏域に、（自立支援）協議会精神部会等を設置し、長期入院精神障がい者の地域移行についての状況把握や課題検討を進めました。
  また、各圏域の情報を共有するため、精神障がい者地域移行・地域定着推進連絡会（平成 27 年度設立）を２回開催しました。

重点的取組５ 途切れのない相談支援に関する取組

目標項目	現状値（25 年度）	27 年度 実績値	28 年度 実績値	29 年度 目標値
広域的・専門的な相談支援事業の登録者数	7,022 人	8,617 人	10,189 人	8,100 人

平成 28 年度の取組概要

- 重層的で途切れのない相談支援体制を構築するため、市町、相談支援事業所等の関係者による相談支援体制検討会議を開催し、相談支援体制の強化について検討しました。（相談支援体制検討会議：３回、基幹相談支援センター設置数：10 か所）
- 市町の発達支援総合窓口における専門人材の育成のため、県立小児心療センターあすなろ学園に市町職員（６人）を「みえ発達障がい支援システムアドバイザー」として受け入れ、長期研修（１年間）を実施しました。
- 「三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョン」に基づき、相談支援専門員研修等を開催しました。（相談支援従事者初任者研修、相談支援従事者現任研修、相談支援従事者専門コース別研修）
- 発達障がい児等に対する早期支援ツールである「ＣＬＭ（チェックリスト in 三重）と個別の指導計画」の保育所、認定こども園、幼稚園への導入を促進しました（巡回指導を行った保育所・幼稚園数 19 市町 36 か所）。
- 地域で暮らす障がい児等並びに家族等の地域生活を支援するため、ライフステージに応じた途切れのない相談支援を行いました。（障がい児等療育相談支援事業：９か所）
- 県立草の実リハビリテーションセンターにおいて巡回指導を実施し、市町の療育センター等の職員に技術的支援を行いました（地域療育相談実績：38 か所 112 回）。
- 県内２か所の自閉症・発達障害支援センターに地域支援マネージャーを配置し、地域支援機能の強化を図りました。
- 平成 29 年６月の「県立子ども心身発達医療センター」の開館や「県立かがやき特別支援学校（分校）」の開校に向け、これらの一体整備に係る建築工事に着手するとともに、組織体制および業務運営の検討を行いました。

重点的取組６ 災害時の対応に関する取組

目標項目	現状値（25 年度）	27 年度 実績値	28 年度 実績値	29 年度 目標値
福祉避難所または代替避難場所確保市町数	25 市町	28 市町	29 市町	29 市町
県の補助制度を活用し、スプリンクラー設備を設置した障害福祉サービス事業所数（累計）	3 施設	3 施設	11 施設	6 施設

平成 28 年度の取組概要

・ 災害対策基本法の改正により、これまで任意で作成が進められていた「災害時要援護者名簿」にかわって、「避難行動要支援者名簿」の作成が市町に義務付けられたことから、名簿の作成について先進事例を紹介するとともに、各市町への助言を行い、名簿が早期に作成されるよう働きかけました。(避難行動要支援者名簿作成済み 25 市町 (H2 作成済 22 市町)、避難行動要支援者名簿に基づく個別計画策定済み ５市町 (H27 策定済４市町))

・ 市町による福祉避難所の指定や社会福祉施設等との協定締結をより一層促進するため、市町担当者会議における説明や、福祉避難所未確保の市町の訪問など、確保に向けた働きかけを行いました。その結果、平成 27 年度末で県内全市町で福祉避難所が確保されました。

・ ＤＰＡＴ（災害派遣精神医療チーム）に関して、平成 28 年４月の熊本地震の際にはＤＰＡＴ隊を８隊（６病院）派遣し、災害時精神科医療及び搬送が必要な患者の移送に従事しました。
また、三重ＤＰＡＴの設置運営要綱に基づく派遣協定の締結先については、12 病院に増加しました。

・ 県聴覚障害者支援センターと各市町との間で災害時要援護者の支援に関する協定を締結し、災害時における聴覚障がい者の安否確認や避難所支援を行う体制を構築しています。(締結済市町：伊勢市、尾鷲市、鳥羽市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、計３市５町)

・ 三重県障害者施設整備事業費補助金により、県内の８事業所に対しスプリンクラー設置を支援しました。

その他の取組

平成 28 年度の取組概要

手話関係

・　「三重県手話言語条例」の制定を受け、三重県障害者施策推進協議会のもとに手話施策推進部会を設置し、３回の審議や県民からのパブリックコメントを経て、「三重県手話施策推進計画」を平成 29 年３月に策定しました。

芸術文化関係

・　初めて東紀州地域（尾鷲市）で「障がい者芸術文化祭」（12 月開催）を開催するとともに、「2020 年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障がい者の芸術文化活動推進知事連盟」に参加し、他県の取組等との連携を図りました。

施設の安全対策

・　神奈川県相模原市で発生した障がい者入所施設における殺傷事件を受けて、施設に対して注意喚起を行うとともに、社会福祉施設等における入所者等の安全確保に係る庁内緊急連絡会議の開催、社会福祉法人を対象とした研修会の場での安全対策の徹底や確認の依頼、社会福祉施設管理者等に対する社会福祉施設入所者の安全確保に向けた調査等を行いました。

アルコール健康障害対策

・　アルコール健康障害対策について、三重県精神保健福祉審議会のもとにアルコール健康障害対策推進部会を設置し、３回の審議や県民からのパブリックコメントを経て、「三重県アルコール健康障害対策推進計画」を平成 29 年３月に策定しました。

数値目標等進捗状況

1　重点的取組における数値目標の進捗状況

重点的取組	目標項目	現状値（25年度）	27年度	28年度	29年度	
			実績値	実績値	実績値	目標値
第１章 権利の擁護に関する取組	障害者差別解消法に基づく県および市町等における職員対応要領の策定率	―	30.3%	66.6%		100.0%
	市町等への障がい者虐待防止専門家チーム派遣事案件数（累計）	2件	0件	1件		7件
第２章 障がい者雇用に関する取組	県の就労支援関係事業により一般就労した障がい者数	528人	654人	597人		620人
	障害福祉サービス事業所から一般就労への移行者数	85人	164人	（調査予定）		191人
第３章 障がい者スポーツに関する取組	全国障害者スポーツ大会の団体競技における予選会出場率	50%	75%	83%		100%
第４章 地域生活への移行と地域生活の支援に関する取組	地域生活移行者数（累計）	―	29人	37人		184人
	長期在院者数減少率	―	6%	7%		18%
第５章 途切れのない相談支援に関する取組	広域的・専門的な相談支援事業の登録者数	7,022人	8,617人	10,189人		8,100人
第６章 災害時の対応に関する取組	福祉避難所または代替避難場所確保市町数	25市町	28市町	29市町		29市町
	県の補助制度を活用し、スプリンクラー設備を設置した障害福祉サービス事業所数（累計）	3施設	3施設	11施設		6施設

２　地域生活移行・就労支援等に関する数値目標の進捗状況（障害福祉計画）

事項	目標項目	27年度	28年度	29年度	
		実績値	実績値	実績値	目標値
1 福祉施設入所者の地域生活への移行	【成果目標】				
	入所者数減少見込 （平成25年度末比）	6人	10人		72人
	地域生活移行者数 （平成25年度末入所者数のうち、地域生活移行した人数）	29人	37人		184人
2 入院中の精神障がい者の地域生活への移行	【成果目標】				
	平成29年度における入院後３か月時点の退院率	55%	59%		64%
	平成29年度における入院後１年時点の退院率	87%	88%		91%
	長期在院者数の減少率 （平成24年度比）	6%	7%		18%
3 地域生活支援拠点等の整備	【成果目標】				
	平成29年度末までの地域生活支援拠点等の整備数	―	―		15か所
4 福祉施設から一般就労への移行	【成果目標】				
	平成29年度における一般就労移行者数	164人	(調査予定)		191人
	平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数	244人	266人		313人
	平成29年度における、就労移行率３割以上の就労移行支援事業所の割合	32.0%	(調査予定)		65.6%
	【活動指標】				
	就労移行支援事業および就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行者数	160人	(調査予定)		191人
	公共職業安定所における、チーム支援による福祉施設利用者の支援件数	90件	(調査予定)		100件
	障がい者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数	9人	9人		20人
	障がい者トライアル雇用事業の開始者数	17人	(調査予定)		40人
	職場適応援助者による支援の対象者	14人	(調査予定)		60人
	障害者就業・生活支援センター事業による支援対象者	73人	75人		72人

３　指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み（活動指標）の進捗状況
（障害福祉計画）

種類	平成27年度		平成28年度		平成29年度
	見込量	実績	見込量	実績	見込量
訪問系サービス					
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	50,054時間	45,376時間	53,887時間	47,596時間	59,694時間
	2,278人	2,224人	2,424人	2,355人	2,586人
日中活動系サービス					
生活介護	80,557人日分	76,160人日分	82,756人日分	78,177人日分	85,003人日分
	4,109人	3,930人	4,221人	4,029人	4,328人
自立訓練（機能訓練）	959人日分	645人日分	999人日分	529人日分	1,105人日分
	48人	39人	50人	34人	55人
自立訓練（生活訓練）	4,060人日分	3,033人日分	4,315人日分	3,411人日分	4,475人日分
	201人	156人	213人	177人	222人
就労移行支援	4,084人日分	3,599人日分	4,922人日分	4,369人日分	5,966人日分
	216人	211人	260人	256人	313人
就労継続支援（Ａ型）	22,060人日分	23,265人日分	23,353人日分	25,988人日分	24,632人日分
	1,120人	1,209人	1,182人	1,354人	1,243人
就労継続支援（Ｂ型）	55,361人日分	50,680人日分	58,416人日分	54,773人日分	61,166人日分
	3,005人	2,916人	3,167人	3,161人	3,321人
療養介護	206人	214人	208人	223人	209人
短期入所（福祉型）	4,135人日分	（合算） 4,231人日分 722人	4,510人日分	（合算） 4,444人日分 758人	4,983人日分
	679人		727人		787人
短期入所（医療型）	297人日分		325人日分		376人日分
	63人		66人		71人
居住系サービス					
共同生活援助	1,297人	1,284人	1,397人	1,346人	1,535人
施設入所支援	1,684人	1,692人	1,658人	1,688人	1,618人
相談支援					
計画相談支援	2,033人	1,686人	2,267人	1,894人	2,441人
地域移行支援	55人	6人	69人	4人	77人
地域定着支援	55人	15人	63人	18人	69人

種類	平成27年度		平成28年度		平成29年度
	見込量	実績	見込量	実績	見込量
障がい児支援関係					
児童発達支援	4,927人日分	4,226人日分	5,311人日分	5,254人日分	5,733人日分
	825人	824人	880人	960人	941人
放課後等デイサービス	10,374人日分	13,524人日分	12,122人日分	19,884人日分	13,680人日分
	1,329人	1,388人	1,502人	1,817人	1,670人
保育所等訪問支援	63人日分	34人日分	69人日分	42人日分	96人日分
	32人	23人	35人	28人	40人
医療型児童発達支援	24人日分	0人日分	44人日分	人日分	84人日分
	3人	0人	5人	0人	8人
障害児入所支援 (福祉型児童入所支援)	123人	114人	123人	118人	123人
障害児入所支援 (医療型児童入所支援)	78人	85人	78人	80人	78人
障害児相談支援	429人	449人	495人	644人	542人

＊1か月あたりのサービス量および利用者数

4　地域生活支援事業の実施に関する進捗状況（障害福祉計画）

事項	目標項目		単位	27年度 見込値 実績値	28年度 見込値 実績値	29年度 見込値 実績値
専門性の高い相談支援事業	発達障害者支援センター運営事業		実施か所数	2か所 2か所	2か所 2か所	2か所
	障害者就業・生活支援センター運営事業 ＊利用者が少ないため、指定基準を満たさない紀南圏域については、同等の機能を持った就業生活支援センターを設置する。		実施か所数	9か所 9か所	9か所 9か所	9か所
	高次脳機能障害支援普及事業		実施か所数	1か所 1か所	1か所 1か所	1か所
	障害児等療育支援事業		実施か所数	9か所 9か所	9か所 9か所	9か所
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	手話通訳者・要約筆記者養成研修事業		受講者総数	40人 35人	60人 36人	100人
	盲ろう者通訳・介助員養成研修事業		受講者総数	20人 21人	20人 19人	40人
専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業		実利用見込み件数	500件 243件	500件 208人	500件
	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業		実利用見込み件数	210件 31件	210件 298人	210件
広域的な支援事業	相談支援体制整備事業	圏域アドバイザー	配置箇所数	9か所 8か所	9か所 8か所	9か所
	精神障害者地域生活支援広域調整等事業	地域生活支援広域調整会議等事業	協議会の開催回数	18回 37回	18回 37回	18回
		地域移行・地域生活支援事業	実ピアサポーター人数	12人 14人	15人 6人	17人
		災害派遣精神医療チーム体制整備事業	運営委員会の開催回数	2回 3回	2回 2回	2回
サービス・相談支援者・指導者育成事業	障害支援区分認定調査員等研修事業		実施回数	2回 2回	2回 3回	2回
			受講者数	60人 91人	60人 82人	60人
	相談支援従事者研修事業		実施回数	2回 2回	2回 2回	2回
			受講者数	250人 227人	250人 381人	250人
	サービス管理責任者研修事業		実施回数	1回 1回	1回 1回	1回
			受講者数	320人 327人	320人 341人	320人

事項	目標項目		単位	27年度 見込値 実績値	28年度 見込値 実績値	29年度 見込値 実績値
（サービス・相談支援者・指導者育成事業）	強度行動障害支援者養成研修事業		実施回数	2回 3回	2回 3回	2回
			受講者数	250人 465人	300人 476人	300人
	身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業		実施回数	1回 1回	1回 1回	1回
	精神障害関係従事者養成研修事業		実施か所数	1か所 4か所	1か所 5か所	1か所
			受講者数	250人 450人	250人 388人	250人
その他障がい者が自立した日常生活または社会生活を営むために必要な事業	社会参加支援事業	障害者社会参加推進センター運営事業	設置箇所数	1か所 1か所	1か所 1か所	1か所
		身体障害者補助犬育成事業	訓練頭数	1頭 1頭	1頭 1頭	1頭
		奉仕員養成研修事業	受講者総数	30人 13人	60人 32人	90人
		文化芸術活動振興事業	実施か所数	1か所 1か所	1か所 1か所	1か所
			利用者数	2,100人 2,572人	2,200人 1,679人	2,300人
	権利擁護支援	障害者虐待防止対策支援事業	障がい者虐待防止専門家チーム会議の開催	6回 6回	6回 4回	6回

資料５－２

次期「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の策定について

１　プラン策定の経緯

「みえ障がい者共生社会づくりプラン」は、障害者基本法に基づく障害者計画と障害者総合支援法に基づく障害福祉計画を一体とした計画で、国が定めた基本指針等に即して、県が取り組む障がい者の自立および社会参加の支援等のための施策の方向性を明らかにしたものです。

平成 24 年に策定し、３年ごとに改定を行っており、平成 27 年に策定した現行プランは平成 29 年度末をもって終期を迎えることから、今年度、新たなプランを策定します。

２　次期プランの期間

平成 30 年度から平成 32 年度までの３年間

３　次期プランの概要

「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を基本理念とし、施策体系に基づきさまざまな施策を推進します。

【施策体系】

（１）多様性を認め合う共生社会づくり

①権利の擁護、②障がいに対する理解の促進、③社会参加の環境づくり

（２）生きがいを実感できる共生社会づくり

①スポーツ・文化活動の推進、②就労の促進、③特別支援教育の充実

（３）安心を実感できる共生社会づくり

①地域生活を支えるサービスの充実、②保健・医療体制等の充実、
③防災・防犯対策の推進

４　次期プラン策定のポイント

（１）平成 28 年度法改正を受けての対応

障がい者の地域生活や就労を支援する新たなサービス（自立生活援助、就労定着支援）が創設されるとともに、障がい児へのサービス提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定することとされました（平成 30 年４月施行）。

また、医療的ケアの必要な障がい児を支援するための連携促進や発達障がい者への支援の強化が求められることとなりました。これらについて着実に対応するとともに、関係の取組を推進することが必要です。

（２）権利の擁護

障害者差別解消法の施行（平成 28 年４月）や、神奈川県相模原市の障がい者入所施設における殺傷事件の発生（平成 28 年７月）等をふまえて、障がいに対する理解の促進や権利の擁護に関する取組を一層進める必要があります。

また、三重県手話言語条例の施行（平成 29 年４月）をふまえた取組を進める必要があります。

（３）障がい者雇用

障害者の法定雇用率の引き上げ（平成 30 年４月）等もふまえて、障がい者雇用に関する取組を一層進める必要があります。

また、「農福連携全国サミット in みえ」の開催（平成 28 年 11 月）等もふまえて、農福連携の取組を発展させていく必要があります。

（４）障がい者スポーツ等

東京オリンピック・パラリンピック（平成 32 年度）や本県での全国障害者スポーツ大会（三重とこわか大会）の開催（平成 33 年度）を契機として、障がい者スポーツや芸術文化活動のさらなる推進を図る必要があります。

（５）地域移行・地域生活の支援

居住や日中活動の場の確保・充実や相談支援体制の充実を、地域の実情をふまえながら、一層進める必要があります。

医療的ケアの必要な障がい児・者や強度行動障がいなどの重度の障がい児・者について、地域における支援体制の構築を一層進める必要があります。また、精神障がい者について、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（※）の構築を進める必要があります。

（※）精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療（精神科医療・一般医療）、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に確保された体制・仕組み。

５　今後のスケジュール（予定）

平成 29 年 10 月　　障害者自立支援協議会
11 月　　障害者施策推進協議会（中間案の審議）
12 月　　健康福祉病院常任委員会（中間案の説明）
パブリックコメントの実施（～平成 30 年１月）
平成 30 年２月　　障害者自立支援協議会（最終案の審議）
障害者施策推進協議会（最終案の審議）
３月　　健康福祉病院常任委員会（最終案の説明）
３月末　次期プランの策定

資料５－３

「みえ障がい者共生社会づくりプラン」改訂

現行プラン(平成27～29年度)

○基本理念
「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」

第1編　計画策定の基本的方向
　第1章　計画の策定にあたって
　　・計画の位置づけ　・取組成果等
　第2章　三重県の障がい者を取り巻く基本的な状況
　　・障がい者の状況　・意向調査の結果等
　第3章　計画の基本的な考え方
　　・障がい者施策の基本原則　・施策体系等

第2編　重点的取組
　第1章　権利の擁護に関する取組
　第2章　障がい者雇用に関する取組
　第3章　障がい者スポーツに関する取組
　第4章　地域生活への移行と地域生活の支援に関する取組
　第5章　途切れのない相談支援に関する取組
　第6章　災害時の対応に関する取組

第3編　分野別施策
　第1章　共生社会を実感できる地域社会づくり
　　1　障がいに対する理解の促進
　　2　社会参加の環境づくり
　　3　権利の擁護
　第2章　生きがいを実感できる地域社会づくり
　　1　特別支援教育の充実
　　2　就労の促進
　　3　スポーツ･文化活動への参加機会の拡充
　第3章　安心を実感できる地域社会づくり
　　1　地域生活の支援
　　2　相談支援体制の整備
　　3　保健･医療体制等の充実
　　4　防災･防犯対策の推進

第4編　障害福祉計画
　第1章　地域生活移行･就労支援等に関する目標の設定
　第2章　障がい者支援のための体制整備
　第3章　障害福祉圏域別計画
　　桑名員弁、四日市、鈴鹿･亀山、津、松阪多気、伊勢志摩、伊賀、紀北、紀南　(9圏域)

第5編　計画の推進
　第1章　計画の推進体制
　第2章　計画の進行管理
　第3章　計画の見直し

<背景等>
・障害者基本法に基づく「障害者基本計画(第4次)」の策定(内閣府所管)
・障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」に係る基本指針の見直し(厚生労働省所管)

障がい者施策を次のステージへ

平成28年度法改正
・新しいサービス(自立生活援助･就労定着支援)
・障害児福祉計画の策定義務化
・医療的ケアの必要な障がい児の支援のための連携促進
・発達障がい者への支援の強化

権利の擁護
・障害者差別解消法の施行(平成28年4月)
・障がい者に対する理解促進(神奈川県相模原市の障害者入所施設における殺傷事件)
・三重県手話言語条例の施行(平成29年4月)

障がい者雇用
・障害者法定雇用率の引き上げ
・農福連携の推進

障がい者スポーツ
・東京ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ･ﾊﾟﾗﾘﾝﾋﾟｯｸ競技大会(平成32年度)
・全国障害者スポーツ大会(三重とこわか大会)(平成33年度)

地域移行･地域生活の支援
・居住や日中活動の場の確保･充実、相談支援体制の充実
・重度の障がい児･者(医療的ケアの必要な障がい児･者、強度行動障がい等)に係る地域における支援体制の構築
・精神障害にも対応した地域包括ｹｱｼｽﾃﾑの構築

新プラン(平成30～32年度)イメージ

○基本理念
「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」

第1章　計画策定の基本的方向
　第1節　障がい者を取り巻く状況
　　・障がい者の状況　・実態調査の結果　・取組成果　等
　第2節　計画の基本的な考え方
　　・基本理念　・計画の位置づけ　・施策体系　等

第2章　障がい者施策の総合的推進
　第1節　多様性を認め合う共生社会づくり
　　1　権利の擁護
　　・障がい者差別の解消　・虐待の防止　・手話
　　・ユニバーサルデザイン　・選挙　等
　　2　障がいに対する理解の促進
　　・啓発、広報　・福祉教育　・ボランティア活動　等
　　3　社会参加の環境づくり
　　・社会参加　・福祉用具　・バリアフリー観光　等
　第2節　生きがいを実感できる共生社会づくり
　　1　スポーツ･文化活動への参加機会の拡充
　　・県障がい者スポーツ大会　・全国障害者スポーツ大会
　　・東京パラリンピック競技大会　・芸術文化祭　等
　　2　就労の促進
　　・障がい者雇用の促進　・優先調達　・工賃向上
　　・ステップアップカフェ　・農福連携　等
　　3　特別支援教育の充実
　　・指導の充実　・専門性の向上　等
　第3節　安心を実感できる共生社会づくり
　　1　地域生活を支えるサービスの充実
　　・地域生活への移行　・相談支援の充実　等
　　2　保健･医療体制等の充実
　　・障がいの早期発見と対応　・精神障がい者への支援
　　・医療的ケアが必要な障がい児･者　・発達障がい　等
　　3　防災･防犯対策の推進
　　・災害時の避難誘導　・施設の安全対策　等

第3章　障害福祉計画･障害児福祉計画
　第1節　地域生活移行･就労支援等に関する目標の設定
　第2節　障がい者支援のための体制整備
　第3節　障害福祉圏域別計画
　　桑名員弁、四日市、鈴鹿･亀山、津、松阪多気、伊勢志摩、伊賀、紀北、紀南　(9圏域)

第4章　計画の推進
　第1節　計画の推進体制
　第2節　計画の進行管理と見直し

障害福祉計画・障害児福祉計画（案）

障害福祉サービスの提供体制の確保等に関する市町の障害福祉計画・障害児福祉計画の達成に資するため、国の基本指針に即して、策定

第1節　地域生活移行・就労支援等に関する目標の設定

1　福祉施設入所者の地域生活への移行

成果目標

項目	目標値（平成32年度）
地域生活移行者数	平成28年度末時点施設入所者数の9%以上
施設入所者数削減見込	平成28年度末時点施設入所者数の2%以上

2　入院中の精神障がい者の地域生活への移行

成果目標

項目	目標値（平成32年度）
1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）	国が提示する推計式を用いて設定
入院後3か月、6か月、1年時点の退院率	69%（3か月）、84%（6か月）、90%（1年）以上

3　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【新規】

成果目標

項目	目標値（平成32年度）
圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	各圏域に設置
市町ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	各市町又は複数市町に設置

4　地域生活支援拠点等の整備

成果目標

項目	目標値（平成32年度）
地域生活支援拠点等の整備数	各市町又は圏域に少なくとも1か所

5　福祉施設から一般就労への移行

成果目標

項目	目標値（平成32年度）	項目	目標値（平成32年度）
一般就労移行者数	平成28年度の1.5倍以上	就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	5割以上
就労移行支援事業の利用者数	平成28年度の2割以上増加	就労定着支援1年後の職場定着率【新規】	80%以上

6　障害児支援の提供体制の整備等【新規】

成果目標

項目	目標値（平成32年度）	項目	目標値（平成32年度）
児童発達支援センターの設置	各市町又は圏域に少なくとも1か所	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	各市町又は圏域に少なくとも1か所
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	各市町又は圏域に少なくとも1か所	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	県、圏域、市町に設置（平成30年度）

第2節　障がい者支援のための体制整備

1　障害福祉サービスの体制整備　活動指標

訪問系サービス

種類	サービス量実績（平成28年度）	サービス見込量（平成32年度）
訪問系サービス	47,596時間 2,355人	時間 人

居住系サービス

種類	サービス量実績（平成28年度）	サービス見込量（平成32年度）
自立生活援助	【新規】	人
共同生活援助	1,346人	人
施設入所支援	1,688人	人

日中活動系サービス

種類	サービス量実績（平成28年度）	サービス見込量（平成32年度）
生活介護	78,177人日分 4,029人	人日分 人
自立訓練（機能訓練）	529人日分 34人	人日分 人
自立訓練（生活訓練）	3,411人日分 177人	人日分 人
就労移行支援	4,369人日分 256人	人日分 人
就労継続支援（A型）	25,988人日分 1,354人	人日分 人
就労継続支援（B型）	54,773人日分 3,161人	人日分 人
就労定着支援	【新規】	人
療養介護	223人	人
短期入所（福祉型）	4,444人日分 758人	人日分 人
短期入所（医療型）		人日分 人

2　相談支援の体制整備　活動指標

種類	サービス量実績（平成28年度）	サービス見込量（平成32年度）
計画相談支援	1,894人	人
地域移行支援	4人	人
地域定着支援	18人	人

3　障がい児支援のための体制整備　活動指標

種類	サービス量実績（平成28年度）	サービス見込量（平成32年度）
児童発達支援	5,254人日分 960人	人日分 人
医療型児童発達支援		人日分 人
放課後等デイサービス	19,884人日分 1,817人	人日分 人
保育所等訪問支援	42人日分 28人	人日分 人
居宅訪問型児童発達支援	【新規】	人日分 人
福祉型障害児入所施設	118人	人
医療型障害児入所施設	80人	人
障害児相談支援	644人	人
医療的ケア児支援コーディネーター	【新規】	人

4　地域生活支援事業の実施

①専門性の高い相談支援事業、②専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業など、専門的、広域的な対応が必要な事業の実施内容等を記載

第3節　障害保健福祉圏域別計画

県内の障害保健福祉圏域（9圏域）ごとに、成果目標および活動指標等を記載

放課後等児童デイサービス事業に係る調査票

圏域	桑員圏域
事業所数	19 （桑名市:14 いなべ市:4 東員町:2 木曽岬町:0）

児童発達支援：8
（桑名市:5 いなべ市:1 東員町:2）

項目	強み	心配なこと・課題	改善に向けた地域での取組
開所日・時間 ・土日の開所 ・放課後延長など	【東員町】 ①デイズ　月～土　10時～18時30分（日・祝は相談） ②デイズ+　月～金　12時～19時 【木曽岬町】 ・土曜に開所する事業所も増えてきた。	【圏域】 ・他圏域等において台風・積雪の時の開所状況や集団感染時（インフルエンザ等）でも開所対応していると聞くこともある。安全面・衛生面に配慮した対応をされているのか心配な点でもある。	
費用負担	【東員町】 ・おやつ代　1日100円	【いなべ市】 ・上限額が4,600円か37,200円かで、差が大きすぎる 【東員町】 ・親の考えがあり、おやつの偏りができてしまう。	
利用児童 ・受け入れ対象 ・発達障がい児・重度障がい児の受け入れ など	【いなべ市】 ・重心児童を主に受け入れる事業所が市内にできた。 【東員町】 ①重度　1日2名程度、児発・放デイ→計10名 ②10名	【東員町】 ・重度の子と多動の子のバランスをとるのが難しい。 【木曽岬町】 ・多くの事業所は発達障害の児童の利用が多く、活動内容も動きがハードな発達障害児に合わせたものとなっており、肢体不自由児が利用しずらい。そもそも、バリアフリー化していない事業所だと肢体不自由児の受け入れは断られる。 【圏域】 ・上記重心の方に含まれる部分もあるが、医療的ケアが必要な方の受け入れ等も可能かどうか	【木曽岬町】 ・重心の児童にも必要な支援が行き渡るような取り組み

項目	強み	心配なこと・課題	改善に向けた地域での取組
職員体制 ・適切な職員配置 ・専門職員の配置 など	【東員町】 ①,②　管理者→看護士、スタッフ（常に4名以上配置）、保育士多数	【東員町】 ・常に4名以上。6名になるときもある。6名になると人件費が負担になる。 【木曽岬町】 ・重心の児童の受け入れは断られる事業所がほとんど。PTやOTを配置し、重心の子どもに合った支援を提供する事業所がない。 【圏域】 法改正による職員配置は適切になされているか	
施設設備・運営 ・適切な設備 ・個別支援計画による支援 ・支援の質を向上する取組 など	【東員町】 ①,②送迎あり、スロープ、シャワー、子どもの自立支援に設備（洗濯機、レンジ） 【木曽岬町】 ・多くの事業所では送迎を行っている。	【東員町】 ・車椅子対応の車がないので、重度の子どもの受け入れに限界がある。 【圏域】 ・職員のスキルアップの為の研修会等の企画・開催はなされているか ・それぞれの児童にあわせた個別支援計画の作成がなされているか	【圏域】 ・桑名市内、いなべ市内、東員町内の放課後等デイサービス事業所への訪問（行政・障がい者総合相談支援センター）を行い、事業所の現状や現場スタッフの困り事等があるのであれば把握し、今後の対応を検討していく
活動内容 ・ニーズに応じた支援 ・障がい特性に応じた支援 など	【いなべ市】 ・身近で療育、訓練が受けられる場所が出来た。 ・療育メニューを選ぶことができる 【東員町】 ①,②集団リトミック（月に1度）、地域のシルバーボランティア。 ※大きな公園があり地域参加できやすい。 【木曽岬町】 ・中高生を対象に社会に出ることを想定してお仕事体験を行う事業所もある。	【いなべ市】 ・市外事業所だが、「月15日以上利用の人を優先して受け入れる」「利用頻度によって卒業後の受け入れを考える」など、事業所の営利を優先させて保護者へ圧力をかけている噂を聞く。 【東員町】 ・小学校の学童などと連携したいが、なかなか隔たりがあり、閉ざされてしまう。 【木曽岬町】 ・事業所によってサービスの質にバラツキがある。	【いなべ市】 ・相談支援専門員には、本人の療育訓練を目的として利用頻度をアセスメントしていただくよう依頼。 【木曽岬町】 ・事業所数は増えているが、質の向上に向けた取り組みができると良い。

項目	強み	心配なこと・課題	改善に向けた地域での取組
その他	【木曽岬町】 ・木曽岬町は愛知県に隣接しているため、桑名市の事業所のほか、愛知県弥富市の事業所を利用する児童も多い。	【いなべ市】 ①くわな特別支援学校が、スクールバス停を利用した送迎を新規利用児童から禁止しているため、ニーズに応じた利用が困難な事例も出てくるのではないか。 ②放課後児童クラブが特別支援籍児童は受け入れないところが有り、一般事業との併用が進んでいない。 【木曽岬町】 ・町内に事業所がないため、近隣市町の事業所を利用するが、同じ木曽岬町に暮らす子どもたちから離れた所で過ごすことになり、地域の中でみんなに見守られながら育っていくことから遠ざかってしまう。	【いなべ市】 ①事例に応じて、くわな特別支援学校と協議していく予定。 ②放課後児童クラブ担当課へ、特別支援籍児童も受け入れる方向で体制整備を依頼。 【圏域】 ・保護者の方が日中一時支援と放課後等デイサービスの利用目的を同じと感じている方が一部みえる可能性もあり、親のレスパイト・就労の為放課後等デイサービスを利用するという声が聞こえる ・本人の療育のための放課後等デイサービスではあるが、就学課程を終えた後も日中活動以外の部分で補うサービスがないという誤解が一部保護者の中で生まれている現状がある。 ⇒支給申請時の行政担当者の利用目的の説明、障害児相談支援の相談支援専門員の説明、放課後等デイサービス事業者の保護者への目的説明等一貫した説明が必要であると感じる

放課後等児童デイサービス事業に係る現状と課題

項目	強み	心配なこと・課題	改善に向けた地域での取組
開所日・時間 ・土日の開所 ・放課後延長など	＜開所時間＞ ・平日放課後から17時、18時頃までの事業所が多い。 ・個別療育で1時間利用の事業所がある。 ・高学年では夜間開所の事業所もある。 ＜土日の開所＞ ・土曜に開所する事業所も増えてきており、働いている保護者も利用しやすい。 ・お盆、年末年始以外は土日祝日を問わず開所している事業所もある。 ・祝日開所している事業所の方が多い。 ＜延長利用＞ ・個別のケースに合わせて時間延長、または早い時間から利用できる事業所もある。 ・学校休業日にサービス提供時間外に子どもを受け入れている事業所もある。（有料・無料あり） ・夏休みなどは午前中早い時間からの開所している為、共働き家庭にとっては助かっている。	＜休校時の利用＞ ・台風・積雪や集団感染（インフルエンザ等）で休校の場合も開所対応していると聞くこともある。安全面・衛生面に配慮した対応をされているのか心配な点でもある。 ・学校の会議日水曜日は利用希望が多く断られることもある。 ＜土日祝の利用＞ ・日曜日の受入れの所がない地域は、入所施設での日中一時利用の希望が増え、定員オーバーで利用できない。 ・土、日、祝日利用できない地域があり、困っている家庭がある。 ・土曜日、長期休暇時の開所時間が、保護者のニーズに合った時間でないため、利用ができないケースがある。 ・事業所が1箇所のみの為、長期休暇時利用者が集中し、希望に沿った利用ができない。 ・親の就労支援やレスパイト的な利用をしている方もいる。 ・家族の負担軽減の一方、地域生活や、家族で過ごす時間を犠牲にしているように感じる。親も一緒に育っていく過程への配慮が必要なのではないか。 ＜延長利用＞ ・サービス提供時間以外の預かりは職員配置に影響されるため、できたりできなかったりする事業所もあり、保護者は一度してもらったことはしてもらえるものだと思ってしまうため、トラブルになる。	・放課後等デイサービス事業連絡協議会を設置し、一覧表で表示できるよう配慮していく予定。（鈴鹿・亀山）

項目	強み	心配なこと・課題	改善に向けた地域での取組
費用負担	・送迎費は利用上限金額内でまかなえている。 ・長期休暇等業者のお弁当を注文する場合は実費負担。 ・食費や光熱費、おやつ代など、実費負担ある事業所とない事業所とがある。実費負担の項目は各事業所によって違う。（食事提供、光熱費、交通費、サービス提供時間外の預かり、夏のシャワー代など）	・利用者側が費用の明細を把握しきれておらず、トラブルになることがある。 ・個人的に靴や学用品を買い与えるようなこともあり公私混同されているのではないかと思われる事業所（専門性を疑う事業所）もある。 ・長期休暇では複数の事業所を利用するため、上限管理の調整が難しい場合がある。	・行政や委託相談支援事業所からで放デイの事業所には、子どもにとって発達支援が必要だという視点をアナウンスをしている。（四日市） ・放課後等デイサービス事業連絡協議会を設置した。今後一覧表で表示できるよう配慮していく予定。（鈴鹿・亀山）

項目	強み	心配なこと・課題	改善に向けた地域での取組
利用児童 ・受け入れ対象 ・発達障がい児・重度障がい児の受け入れ など	・重症心身障害児童を主に受け入れる事業所ができた。 ・病院併設の事業所が重症心身障害児を受け入れている。 ・受入れの対象については特に制限していない所が多い。 ・高校生の受入れ、学校、家の送迎がある。 ・知的障害・発達障害の受け入れ事業所が多い。 ・重度、発達障害の専門機関が圏域内にある。	＜重症心身障害児＞ ・重症心身障害児が安心して利用できる場所がなく場所の創設の希望が保護者からある。 ＜中高生の受け入れ＞ ・小学6年生までの受入れ事業所が多く、中高生の受入れる事業所がない。 ＜肢体不自由児＞ ・発達障害の児童が多く、身体、重度な児童の受入れが難しい（ハード面、ソフト面共）。 ・車いす利用の児童が通える事業所が少ない。（送迎車の関係） ＜発達障害児＞ ・発達障害に対する理解がある事業所は少ない。あったとしても受け入れは混在しており、環境及び対応の個別対応は難しい。 ・他害行為のある児童の受け入れが難しい。 ＜医療的ケアが必要な児童＞ ・医療的ケアが必要な児童の受け入れ先が少ない。	・定型発達についての研修を市が行い、OT,PT,ST,心理士による専門的な研修も予定している。 ・重症心身障害児対応の事業所については、特別支援学校、発達障害に関する研修をは自閉症・発達支援センターの協力を得て進める予定。（四日市） ・医療的ケアの必要な児童の関係者連絡会議を保健センター主催で開催。 ・小児在宅研究会の研修会等の紹介。（鈴鹿・亀山） ・相談部会などをはじめとして、中高生へのサービスが不足していることは行政共、確認している。今後、市内に3事業所増える予定であるが、中高生を対象とするのは1事業所のみと聞いている。また、開設場所が市内に集中しているため、郡部の子ども達が通うには遠い。生活介護や就労系事業所での受入れを提案するが、学校送迎や子どもと成人が同じ場所で過ごすリスクなどもあり、殆ど進んでいない。（伊賀市）

項目	強み	心配なこと・課題	改善に向けた地域での取組
職員体制 ・適切な職員配置 ・専門職員の配置 など	＜専門職の配置＞ ・教員・保育士の数を多く配置しており、集団のみでなく、個別での丁寧な対応がある。 ・ST・看護師の配置をしている事業所がある。 ＜加配等＞ ・5：1の人員配置であるが、メンバーにより加配をしている ・保育士、ヘルパー等の職員でシフトを組んで対応している。 ＜ニーズに応じた配置＞ ・ブラジル、ペルーの方の利用があるので、ポルトガル語を話せる方を配置した事業所がある。 ＜研修体制＞ ・母体の会社における研修修了者でないと、支援にあたれないといった専門性をもつ事業所がある。	＜職員の専門性＞ ・法改正による職員配置は適切になされているが、ST、PT,OTなどの職員は少なく、希望者すべてが専門職の療育を受けられているわけではない。 ・専門職員の配置がない。 ・子どもたちの障害概要によっては既定の人数では安全が担保出来ない場合も想定される。経験不足や職員の年齢によっては任せられるか心配になるケースもある。 ＜職員配置＞ ・利用している保護者からは、職員が少ない日があったと聞くこともある。 ・職員の退職など、入れ替りがある。 ・児童発達支援事業も併設している事業所があり、受入れ幼児、児童の人数に合わせた職員配置になっているのか、よく分からない。 ＜人材確保・人材不足＞ ・専門性が向上する一方人材確保が課題となる。	・市の相談部会などを活用し、懇談の場を設ける予定。（名張市）

項目	強み	心配なこと・課題	改善に向けた地域での取組
施設設備・運営 ・適切な設備 ・個別支援計画による支援 ・支援の質を向上する取組など	＜事業所の増加＞ ・身近で療育、訓練が受けられる場所が出来た。 ・療育メニューを選ぶことができる。 ＜ニーズに応じた多様な支援＞ ・地域のシルバーボランティアの協力を得ている。 ・中高生を対象にお仕事体験を行う事業所もある。 ・各事業所特色を出して設備は工夫されている。 ・定員を増やすなどニーズに合わせた事業展開をしている事業所がある。 ・子どもにとって十分な広さが確保され、勉強スペースなど区分けされている事業所がある。 ＜支援の質を向上する取組み＞ ・多数の事業所を持っている所では定期的に児童発達管理責任者の方が集まり情報共有や支援の確認をしている。 ・連絡協議会を立ち上げ事業所が参加している（一部参加されない事業所がある。） ・専門職を招いての研修会を開催したり他の研修会にも参加している。 ・月に1回以上ケースカンファレンスを実施しており、家族の要望に答えたり、サービス担当者会議報告等職員間で情報共有している。 ・会社や法人独自の研修会を実施している事業所がある。 ・個別支援計画の作成プロセスに沿って支援にあたり、記録を相談支援事業所に届けてくれる事業所がある。	＜送迎等＞ ・車椅子対応の送迎車がないので、重度の子どもの受け入れに限界がある。 ・専門性の高い事業所で、送迎がなかったりとバランスが悪いことがある（プログラムに時間を割くため）。 ・医療的ケアの必要な児童が利用できる事業所は少ないが、さらに感染症が気になる時期だと利用が困難になる。 ＜スペースの確保＞ ・小学生児童と中高校生とを分けて行うスペースがない。 ・生活介護と同じスペースで利用している為、年齢幅が大きくなり、個々の個性も強く、人数が多くなると狭い感じになる。預かりのイメージがある。 ・長期休み中は利用者が多く狭いなと感じる事業所がある。 ＜支援の質＞ ・外部との交流を避ける事業所もあり、独自性という独りよがりの支援になっていないか心配。 ・障害特性などをどこまで理解して支援しているか不明な時がある。 ・子どもの発達を理解している職員であるかは不明（特に介護保険からの参入や小規模の事業所、会社の場合） ・家族に対して適切に応対できない事業所もある。 ・個別支援計画の作成プロセスもできているか疑われる事業所がある。 ・個別支援計画が保護者と事業所のみで完結しており、他機関や学校と共有できていない。	・パーソナルカルテと、個別支援計画の共通認識。（一部地域）（伊勢志摩） ・自立支援協議会主催の研修会への参加が9割ほどある。市が主催する研修会も年に2回ほどあり、こちらにも参加している。（四日市）

項目	強み	心配なこと・課題	改善に向けた地域での取組
活動内容 ・ニーズに応じた支援 ・障がい特性に応じた支援など	＜多様なプログラム＞ ・事業所が増えた事により、選べるようになった。 ・各事業所の特色があり本人あった事業所を選べる。 ・専門性の高い事業所においてはプログラムを組んで実施している。 ・集団療育中心の事業所と、個別療育中心の事業所、勉強（資格取得）を主とされる事業所など多様。 ・調理実習をしたり、子どもたちの発達年齢に合わせた内容で受け入れをしている。	＜個別ニーズへの対応＞ ・生活介護と同じスペースで利用している為、年齢幅が大きくなり、人数が多くなると個別の対応が難しい。 ・個別ニーズが反映されにくい（環境、人的、専門性）。 ＜専門性＞ ・重度の児童と、軽度の児童が混在している事業所もあるが、重度の児童に専門的に対応できる職員が少ない。 ・事業所によってサービスの質にバラツキがある。 ・様々な特色があることで、利用者の選択の幅が広がる一方、「療育」という軸がぶれてしまわないか心配。発達に必要な基本的なことという認識なしにうわべだけの受け入れになっているところもある。 ・保護者のニーズに応えすぎて、福祉サービスの枠を超えての支援をされようとすることがあった。 ・預かっているだけの事業所もある。 ・「月15日以上利用の人を優先して受け入れる」「利用頻度によって卒業後の受け入れを考える」など、事業所の営利を優先させて保護者へ圧力をかけている噂を聞く。	・放課後等ディサービス向けの研修会をする事で事業所のスキルアップを目指す。（伊勢志摩） ・圏域における行政と連携した研修の実施。 ・相談支援専門員や委託相談員の巡回による確認等。（四日市） ・療育センター主催の研修会や、放課後等デイサービス事業連絡協議会を設置。学習の機会を設けている。（鈴鹿・亀山）

項目	強み	心配なこと・課題	改善に向けた地域での取組
その他	・療育センターが児童発達支援センター機能を持っている。 ・各事業所が、比較的顔が見える関係を築こうとしており、サービスを複数利用している対象者の情報共有をしようとする雰囲気が、児童発達支援管理責任者同士である。	＜地域格差＞ ・圏域内の事業所が市に集中していて他の町にはない。 ・地域での差が大きく、放課後等ディサービスがない地域もある。個別の療育をと長時間をかけて通う方もいる。 ・町内に事業所がないため、近隣市町の事業所を利用するが、同じ町に暮らす子どもたちから離れ、地域の中でみんなに見守られながら育っていくことから遠ざかってしまう。 ＜関係機関との連携＞ ・放課後等ディサービスの横のつながりがなく互いの事業所での支援の見え難さがある。 ・学校と事業所との引継ぎが不十分なところもある。 ・医療との連携についても積極的な事業所とそうでない事業所がある。	・支給申請時の行政担当者の利用目的の説明、障害児相談支援の相談支援専門員の説明、放課後等デイサービス事業者の保護者への目的説明等一貫した説明が必要。（桑員） ・発達支援部会で問題を取り上げ今後の障がい児福祉計画に取り入れる必要がある(紀南） ・次の福祉計画に検討課題として上げて取り組んでいく。（紀北）